

# 第53回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第3日)

平成24年12月17日(月曜日)

出席議員 (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志		
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ ゑ	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	14番	石 黒 永 剛		
		※午後1時20分より早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1. 一般質問

---

午前 10 時 00 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にありがとうございます。  
今日から一般質問に入ります。町長、大変でしょうが、答弁のほどをよろしく願いを  
いたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、2 名の方から傍聴申し込みがありました。傍聴者におかれましては、傍聴  
中守らなければならないことを遵守していただきますようお願いいたします。

ただちに日程に入ります。

---

### 日程第 1. 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、一般質問であります。

9 名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長より指名をい  
たします。

まず初めに、3 番、岡本義次君の発言を許可いたします。はい、岡本議員。

〔3 番 岡本義次君 登壇〕

3 番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。3 番議席、岡本でございます。よろ  
しく願いいたします。

12 月に入り、急に寒くなってまいりました。皆様、お体十分、気を付けていただきたい  
と思います。

年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからずということがありますが、暑い暑いと言っ  
ておりました夏も、しのぎやすい秋があつという間に終わり、また、寒い冬がやってまい  
り、急に寒くなってまいりました。時の移ろいは、そうやって夏から秋、冬にと順次やっ  
てきますけれど、人におきましては、生身の体でございますので、親しい人が、次々とお  
隠れになり、今日も、私の友人が、さわやかホールで、本当にさみしい限りでございます。  
皆さんも、お体十分気を付けていただきたいと思っております。

本日は、2 件の一般質問をさせていただきます。

1 件につきましては、教育に関する取り組みについてと、町活性化（リフォーム支援事  
業）についてをお尋ねしていきたいと、このように思っております。

まず、1 件の、教育に関する取り組みについてでございますけれど、平成 24 年度教育  
委員会評価報告書が、議会に提出されました。その中で、取り組んだ評価は A であった、  
B であったということが報告されておりますが、しかし、それだけでは、前は、どれ位の  
ところの位置にいたのか。C であったのか。A であったのか、そこらへんが、この報告書  
だけでは、分かりかねます。ですから、そういう努力した結果、プロセスをした結果、こ  
れだけ良くなった。しかし、頑張ったけれど、まだ、及ばなかったと。そういう中味をち  
ゃんと、今日は、聞いていきたいと、このように思っております。

一つ、温もりのある教育活動ということで、この、皆さんの手元に、報告第6号の中で、8ページから9ページに載っておることでございますけれど、このことにつきましても、その中身の取り組みについて、もう少し詳しくですね、順次、教育長にお伺いしていきたい。このように思っております。中身につきましては、また、そのやり取りの中でですね、お示ししいていただいたらと、このように思っております。

それからですね、二つ目につきましては、特色ある教育活動について。これらについても11ページ、13ページでございますけれど、これらについてもですね、お伺いしていきたい。

そして、三つ目、保幼小中連携の充実について、これにつきましても14、15ページ。

そして、四つ目、キャリア教育について、17ページ。

そして、五つ目、確かな学力の定着と個に応じた指導について。これについても、21、22ページでございます。

6番の教職員の資質向上について。まあ、どういうふうな取り組みをされたかと、そういうふうなことについてもお伺いしていきたい。このように思っております。

七つ目、健やかな身体の育成について。どういう取り組みをし、どうして、いわゆる健やかな体に成長していったか。そこらへんについても、お示ししていただきたいと思っております。

八つ目、豊かな心の育成、読書活動の推進、それらについても、どういう活動をされて、どういうふうな成果ができたのか。そこらへんについてもお示し願いたいと思っております。

九つ、人権文化の創造、道徳教育の研究推進について。これらについても、どのような道徳の教育のあり方をお示しされて、どれだけ子ども達が身に着けていったのかもお示し願いたいと思います。

10番、不登校児童生徒への指導について。これらについても、今現在の小中学校の子ども達が、いわゆる、どの人数の方が不登校で、その中身については、どういう方向なんでしょうか。そこらへんについても、良くなっていておるのか。まだ、更に、学校に来れない状態であるのか。その中身についてをお示し願いたいと思っております。

それから、トライやる・ウィークについて。トライやる・ウィークをすることによって、社会の、働くお父さん、お母さんの厳しさを体験することによって、それを経験したことによって、子ども達が、更に、うちに帰って、自ら、いわゆる、自分達から、あいさつもでき、家の仕事も、手伝いもでき、言われなくても自分から、いわゆる、それら何事においても、できるようになったのか。そこらへんについても伺っていききたいと思っております。

その次につきましては、地域教育活動との連携ということで、地域の方との連携を、どのようにされておることとお伺いしたいと思っております。

それから、青少年育成センターができる前と、現在、できた後ですね、どのように違ってきて、どのような、いわゆる、その活動方針について、お示し願いたいと思っております。

最後につきましては、子育て支援センターとの連携について、これらについてもですね、どのような成果が出ておるか。そういうようなことについて、順次、このページに則って、教育長にお伺いしていきたいと思っております。

この場での質問として、以上で終わらせてもらいます。

その2番のですね、

一つずついって、後は自席で2番。

3番（岡本義次君） それを言おうと思った。

議長（西岡 正君） はい。

3番（岡本義次君） その2番の、町活性化、リフォーム支援事業については、自席からの質問とさせていただきます。以上です。

議長（西岡 正君） それでは、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 皆さん、おはようございます。

まず、答弁する前にですね、佐用の教育の推進につきまして、議会はもとより地域住民の方々に、いろいろとご支援、また、ご協力いただいておりますことを、まずもって、感謝申し上げたいと思います。

それでは、岡本義次議員からの平成24年度の教育委員会評価報告書、平成23年度実績の内容につきまして、具体的な取組みの状況や改善の内容がわかりにくいということで、先ほど、14件のご質問をいただきました。順次、答弁をさせていただきます。

まず、一つ目の、温もりのある教育活動の展開につきましては、具体施策①の、子どもの思いの把握に関する評価結果でございますが、日々の日記、連絡帳の活用やアンケート調査並びに家庭訪問、個別面談の実施によりまして、児童・生徒の実態把握に努めております。家庭と学校との連携に生かされているものと、一定の評価がされていると、そのように認識しております。また、スクールカウンセラーとの連携により、子どもの悩み等を受け止めながら心のケアにも努めているところでございます。更に、特別な支援を要する子どもにつきましては、小学校4校にスクールアシスタントを配置し、サポートファイルの作成と、その活用により、個別の教育支援・指導計画を作成し具体的に取り組んでいるところでございます。

次に、②の学力、体力の実態把握でございますが、まず、学力につきましては、全国学力学習調査・課題テスト等から、各校において課題を設定し、課題解決に向けた授業研究を行い、指導方法の工夫、改善に努めており、小中学校とも教科別の研究協議会において、各学校が連携しながら推進しているところでございます。体力につきましては、個人の体の記録、また、授業等での体力測定の結果をもとに、生活の様子と関連させながら分析し、実態把握に努めておるところです。

二つ目の、特色ある教育活動の展開についてでございますが、①の小中学校における教育課程の編成については、学校評議委員会や学校評価委員の外部からの意見聴取を行いながら、学校経営に関する課題を含めて改善に努めておりますが、その分析や活用方法の更なる検討の必要性が指摘されてるところです。

②の保幼園における保育・教育課程の編成につきましては、保育・教育課程に基づき、日々の活動を工夫しながら行っておりますが、今後は、平成23年度に策定した、佐用町保育方針に基づき、発達段階に応じた保育・教育の具体的なカリキュラムを作成しながら推進していきたいと考えているところでございます。

次に、③の魅力ある部活動の推進でございますが、魅力ある部活動の推進に向けた会議を全中学校で年に3回以上開催し、検討を行っておりますが、近年、生徒数の減少に伴い、

部活動として活動できる部が減少しており、生徒の選択肢が狭くなっている現状です。しかしながら、部活動が生徒の心身の成長に欠くことのできないものであるとの視点に立って、学業との両立を図り、技術・競技力向上のための、更なる検討が求められています。

次に、④の実効性のある学校評価の推進でございますが、学校日より、また、PTA総会等により評価結果の公表を行っており、透明性は向上しているとの評価を受けています。今後は、全教職員の共通認識の下、具体的課題に対する取組みが求められているところでございます。

三つ目の、保幼小中連携の充実ですが、授業参観や保育参観を開催していると共に、保幼小連絡協議会を設置して連携を深めております。保育士、教師の意見交換により支援を要する児童の把握ができており、交流活動もスムーズにできているとの評価を受けているところでございます。

②の就学前教育の充実につきましては、小1プロブレムの実態などの解決が緊急の課題となっていることから、教育委員会、健康福祉課、保育士等により、保育と教育を融合させた佐用町保育方針を平成23年度末に策定し、指導の方向性を示したことへの評価を受けているところでございます。平成24年度からは、具体的なカリキュラムづくりを行っていく予定にしております。

次に、③の小中連携の充実については、具体的事業として、授業参観や小中連絡会の開催など、子どもの様子や学習指導方法についての情報交換を行っており、また、全ての学校でオープンスクールを活用し、情報交換会を開催していると共に、交流給食や部活見学、ミニトライやるを実施し、中学生が小学生に勉強を教える場の設定などを充実し小中の連携に努めているところでございます。

四つ目のキャリア教育の推進でございますが、小学校の児童においては、稲作り、環境体験、自然学校等を通じて、自身の特性を理解するきっかけづくりをしています。中学生において、県青少年芸術体験事業、また、町芸術鑑賞会等によって、本物の文化、芸術に触れる機会を持ち、トライやる・ウィークの実施により、職場体験という面では、この目的をほぼ達成しているとの評価を受けております。しかし、自身の主体的な進路決定の能力・態度を育てるまでを、いかに到達させるかが、今後の大きな課題とされています。

五つ目の、確かな学力の定着と個に応じた指導の充実については、年間学習指導計画を作成し計画的な指導を行っています。また、学習タイムや読書の時間の設定・反復学習、言語活動の充実に関し、表現の場の設定などの実施にも努めているところでございます。

主体的に学ぶ場の設定については、総合的な学習の時間をはじめ、理科おもしろ推進事業など、体験的・問題解決的な学習の導入により、小中学校の全学年において、興味・関心等に応じて学習課題を設定して、自ら進んで学習する指導に取り組んでいるところでございます。

また、進路決定につながる学習の推進に関しては、小学校においては、特に6年生を中心にした中学生になるための学習をしており、中学校は、1年生から3年先を見据えた指導を行っています。個人差が大きく指導の難しさがあり、成果においては目標まで達成できたとする学校は、なかなか難しく、具体的な学習内容の検討が必要とされています。

六つ目の、教職員の資質向上についてですが、①の地域行事やボランティア活動の参加は、教職員、保育士については、ふるさと祭りなど、地域の祭りや行事、清掃活動等に参加していると、評価を受けています。

②の実践的な指導力の向上につきましては、教育委員会指定研究や県小中学校教育部会、並びに西播磨教育部会、町教育研究所での研修を毎年実施し、各学校での研究推進や授業研究会の実施については、全学校で取り組んでおり、個人研究についても広がりを見せています。

③のICTの積極的活用については、ICTを活用した公開授業や研究、電子黒板の活

用方法等の研究については、教職員の積極的な有効活用を図るためには、更なる研修が必要であると指摘されているところです。

次に、七つ目の、健やかな身体の育成、①の給食の推進については、各学校では、給食センターとの連携のもと、給食指導並びに食育の推進を行っており、保育園においては、園便りで周知したり、食生活についてのアンケートを実施して、家庭での食育の実態把握に努めているところでございます。なお、本年 11 月には、中播磨、西播磨の広範囲で、中安小学校で、食育研究会を開催し、盛会裏に終えたところでございます。今後、各小中学校に波及をしていくべく取り組みをしたいと考えております。

②の心身の健康づくりにつきましては、学校保健安全計画に基づき、学校・園における健康教育や薬物の弊害と健康の学習を実施しているところでございます。継続した、からだの記録の活用と保健指導につきましては、視力、聴力、身長、体重、健康診断の結果を記録し、小学校、中学校の入学時から卒業まで記録簿の管理・活用を図りながら、児童・生徒の健康管理と指導に努めております。

次に、③の体力向上への取り組みでございますが、小学生ではスポーツクラブ 21、子ども会活動、郡陸上競技大会、子ども会駅伝大会を中心に、中学校では、部活動を主に取り組んでいますが、更に、2009 年に、新たに作成された体力・運動能力の向上を目指した運動プログラムの取り組みも進めているところでございます。

次に、八つ目の、豊かな心の育成、②の読書活動の推進につきましては、学校・園の図書室の充実を目指し、充足率を計画的に達成すると共に、町立図書館との連携を図りながら、朝の学習タイムを設定し、読書への興味を引き出す指導を行っていると共に、保・小・中では図書館職員による読み聞かせを実施しているところでございます。

次に、九つ目の、人権文化の創造でございますが、①の道徳教育の研究推進については、兵庫県教育委員会発行の副読本、ほほえみ、きらめきや文部科学省発行の心のノートを活用し、共に考え・悩み・感動を共有し、命の大切さや、自尊感情、思いやりの心に気づかせる道徳的実践力を培う指導を行っているところでございます。また、地域教材として、災害から学んだ教訓を生かし、家庭や地域で実践する取り組みも進めているところでございます。また、町民の方々にも、町人権フェスタ等によって、子ども達の作文を発表したり、また、佐用町人権教育研究協議会等では、各小中学校、高等学校の子ども達から人権作文を応募し、その参考になるものを冊子にまとめ、各学校に配布し、活用を図っているところでございます。

次に、10 番目の、子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実、①の指導体制の充実についてですが、各学校では、担任、生徒指導担当、スクールカウンセラーを中心に、問題行動、不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止に心がけながら、児童生徒連絡会に参加し、情報交換や指導力の向上に努めているところでございます。

②の不登校児童生徒への指導につきましては、別室登校、放課後登校、家庭訪問を活用して指導にあたりると共に、教育委員会適応指導教室ほっとルームや、青少年育成センター、更には、子育て支援センターが連携して、指導と未然防止等に努めているところでございます。また、ご質問の、平成 22 年度から平成 24 年度までの小中学生の不登校の実態といたしましては、平成 22 年度に小学生が 2 人、中学生が 15 人。平成 23 年度は小学生が 3 人、中学生が 13 人。平成 24 年度は 10 月末現在で、小学生はありません。中学生が 4 人となっているところです。

次に、11 番目の、トライやる・ウィークの推進につきましては、中学校 2 年生を対象に、職場体験を通して、社会の一員としての行動や生きる力を学んでいるところで、ほぼ目標どおりの成果を上げているとの評価を受けておりますが、全生徒が希望する職場で体験することが、なかなか難しく、職場選択の方法等、今後の課題も指摘されているところでござ

ざいます。また、トライやる・ウィーク以外に、全学校で、ひまわり祭りやごみ拾い等の地域行事に、手伝いとして参加するトライやる・アクションにも積極的に参加しているところがございます。

次に、12番目の、地域教育活動との連携、①の青少年の健全育成につきましては、学校・園・家庭・警察・地域・青少年育成センターなどの関係機関と、連絡会・懇談会を長期休業前に設けると共に、中学校区ごとの生徒指導部会との情報の共有と、連携を密にして取り組みを行っているところがございます。

②の地域教育活動の活用につきましては、地域の方々の協力を得て、稲刈りや、ひまわり栽培、大豆栽培や野菜づくり等を通して、世代間交流や高年クラブとの昔遊び、生き生きサロンの実施等を行いながら、福祉施設や地域とのつながりを深めているところがございます。

③の地域行事への参加につきましては、教職員、保育士自らが地域行事に積極的に参加すると共に、子ども達についても、トライやる・ウィークの推進でお話ししましたが、地域づくり協議会のふれあい行事をはじめ、子ども会、奉仕作業、資源回収等に積極的な参加を呼びかけているところがございます。

次に、13番目の、青少年育成センターが出来る前と現在の違い等についてでございますが、電話・面接等の相談業務が著しく増加しており、中でも、進路・学習障害等の相談が最も多く40パーセントを占めている状況でございます。次に、高校生ですが、列車登校をしてくる生徒が増加していることから、登下校時に、列車マナー指導・あいさつ指導を継続的に実施し、列車乗降マナーの向上に努めているところです。また、環境浄化活動におきましては、町内の店舗への訪問を行い、問題行動等の聞き取りを行うと共に、11月の子ども・若者育成強調月間には、県民局、佐用警察署、高校生徒指導教諭との立入り調査を実施すると共に、県の補導センター、西播磨補導センターとの情報交換による連携強化に努めているところがございます。今後は、ニート・ひきこもり・不登校などの問題解決に向けた関係機関のネットワークづくりに努めていきたいと考えているところです。

最後に、14番目の、子育て支援センターとの連携につきましては、ママプラザ、学校、園、青少年育成センター等の関係機関が、子育て支援センターと連携し、乳幼児、就学前幼児、小中学生のうち特別な支援を要する児童生徒、小中学生に関する相談、虐待等の相談を受け支援を行っており、課題のある幼児・児童・生徒についてのケース検討会議を行い、専門家からのアドバイスを受け、必要な支援を行っているものがございます。しかし、佐用町は、特別な支援を要する子どもの割合が高くなりつつあり、この要因を早急に調査し、見極める必要があると指摘されているところがございます。

以上、この場での答弁とさせていただきますが、教育委員会評価は、佐用町教育振興基本計画に基づく施策を、外部有識者の委員からご意見を聴き、客観的な評価を頂いているもので、今後も課題・指摘事項の改善に継続して取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。失礼します。

議長（西岡 正君） はい、それでは、岡本議員。

〔岡本義君 挙手〕

3番（岡本義次君） どうも、ありがとうございます。それではですね、順次、また、お尋ねしていきたいと、このように思っております。

8ページの、子どもの思いの把握ということでございますけれど、今、教育長が、日記、連絡帳活用、家庭訪問、個別懇談しながらですね、そういう温もりある教育をやっておる

ということでございますが、いわゆる、このように、お題目としては、言葉では言えるわけなんですけれど、やはり、その心をですね、温もりあるということは、なかなか難しいことだと思います。事実ですね、おじいさんと一緒に同居された方は、おじいさんが、いろいろ長年の人生の労苦をされておましてですね、子ども達に、やはり悪いことした時には、したらあかんというようなことで、いろいろ、おばあさん達が、教えてくれることによって、そういう三世代の同居の方は、やはり、親が、いわゆる仕事に出かけて、子どもに、なかなか目をかけられないということの人と違ってですね、やはり、そこらへんについてですね、やはり、おじいさん、おばあさんが一緒に同居された方は、子ども達も、ちょっと違った育て方いうんか、やはり成長するところが多いと思いますけれど、そこらへんの中身については、教育長としては、どのようにお考えでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、議員おっしゃいましたように、本当に、その温もりのあるというね、ことは、非常に難しいことであります。

いくら、優しい声をかけてもですね、それが伝わらない。こういうことも事実あるわけです。

で、例えば、三世代揃っておられるから、もう、これで安心だとは、私は、考えておりません。で、先ほど、言われたように、悪いことをしたら、しっかりと叱る。諭す。こういう繰り返しがですね、非常に大事であろうし、また、昔から、よく言いますけれども、お父さん、お母さんや、おじいさん、おばあさんの後ろ姿を見て、子どもは、育ちます。その一つ一つがですね、子どもに伝わるような家庭環境であって欲しいし、また、地域の環境といいますかね、また、学校も同じことが言えます。よく怒る先生もおります。その先生も、学校では、非常に必要なんです。それから、優しい先生もおります。これも大事なんですね。そこがうまいこと、噛み合うことによって、子どもは、しっかりと自分の生き抜く道を、私は、選んでいくのではないかなと、そういうふうに関心、考えております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） まあ、そういう、心ということ、大変難しい事柄でございますけれど、やはり、そういうメリハリを付けてですね、いいことした時には、しっかりと、校長先生が、いわゆるプロ野球でありますように、月間MVPじゃございませんけれど、いわゆる校長の手形を乱発しながら、褒めてやって、この子は、勉強だけじゃなくって、絵を描くのがうまい。また、いろいろ、人に優しくしておる。そういうことを見つけながら、いわゆる、一つの全校生徒の前で、その子を褒めてやって、お家へ、その表彰状を持って帰った時に、お家の中の話題として、子ども達が、更に良くなるようなことで、校長先生も、十分、教育長の、そういう校長会でも、そういうような関係で、校長の手形を乱発していただきたい。このように思っております。

それからですね、特色ある教育についてということで、11 ページ、13 ページでございますけれど、やはりですね、その中で、いわゆる学校の、中学校の場合は、クラブ活動をされております。そうした場合、教室で先生が黒板に書いて教えるよりは、監督が、いわ

ゆる野球、ソフト、バレーボールとか教えながら、その教える前に、勝負だけに拘らずに、子ども達に、あいさつするんやでと、人に会うたら。そして、自分から物事を、言われんでもやっていく。そして、草抜き、ごみ拾い、それらもやる。そして、本を読みなさいと。そういうことを常にですね、言って、そして、お家の玄関、学校のトイレ、スリッパ、それらも言われなくても、自分から、ちゃんと揃える。そういうことを、いわゆるクラブ活動の始める前、終わった後、ちゃんと、そういうことを、各先生が監督、その勝負に拘らずにですね、やらせていただきたい。このように思っております。そして、監督の言うことは、良く聞くんですよ。私達も、野球が好きで、体験で、少年野球とか子ども会の監督もさせていただきましたけれど、そういう、練習を始める前、試合を始める前に、必ずですね、3分正座して、将来の話を聞いたり、将来の目標を聞いてですね、やらせてきました。ですから、そういうことをやっていただいたら、目に見えてですね、いわゆる子ども達が、いわゆる学校の教室の中だけじゃなくてね、よく聞いて、成長してくれるものと思っておりますので、そこらへんについても、教育長に、各先生方に、そういう指導いうんか、ことをお願いしたい。このように思っております。

それからですね、14、15ページの幼、保、小中学の連携ということでございまして、今、子ども達がですね、幼稚園から小学校へ入った時に、やはり先生の言うことを聞くのに、机に座ってですね、じっくり見るといふんが、3、4カ月ぐらいかかるというふうに、まあ、全部が全部じゃないんでしょうけれど、聞いております。ですから、そこらへんについても、幼稚園は、教育長の担当じゃございませんけれど、いわゆる幼稚園の先生、園長さんにですね、私も、ちょっとよく行かせてもらって、子ども達の様子を見ておりますけれど、確か、小さな子はね、教えるということは難しいことでございます。各家庭によって、バラバラなところがございましてですね、そこらへんについては、その幼稚園の園長会の指導の中で、ちゃんとですね、ある程度、どういうんですか、1年生入る前の子ども達については、そういうことを、やはりしつけのことをですね、教えていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、相当な、その幼稚園によって、バラつきいうんか、差がありますんで、そこらへんについてもですね、しっかりとですね、やっていただけたら、小学校へ入って、ある程度スムーズに、子ども達が、勉強に、ちょっとでも活かせるんじゃないかと思っております。

私も、オープンスクールで、8回、ちょっと、小中学校も、覗かせていただきました。そして、小学校の名前、まあ、いいことでございますんで、出させてもらいますけれど、佐用小学校の、九九の勉強をしておる時に、声が小さかったら、先生が、声が小さいということで、また、子ども達が、大きな声でですね、その掛け算を、全部ずっと順番に、声掛けて、前の書いてあるやつを見ながらやって、それで、2回目の時は、反対、後ろ向いて、それを見なくても言えるような格好で、指導されておりました。そして、国語の先生等は、生徒が言った時に、全部、指で、その、今、やっておることを、ずっと押さえながらやる。やっぱりこれは、皆が、それに集中して、いわゆる私語をせずに、また、キョロキョロせずにね、済むということで、ああ、なるほど、いい勉強をされておるということで感心しましたので、そこらへん、教育長についても、そういう、いい学校のお手本がありますんで、その全体、ほかの学校にも、そういうふうなことでですね、広げていただいたらと、このように思っております。

それから、17ページですか、キャリアの教育の実施ということでございます。これらについてもですね、トライやる・ウィークのことでございますけれど、このトライやる・ウィークに行く前と、行った後ですね、どのような成果、子ども達ですね、学校の先生は、分かるんじゃないか思うんですよ。例えば、行く前のあいさつの程度。それから、学校の掃除とかね、奉仕作業、家の手伝いとか、それら、トライやる・ウィークに行く前は、ど

れぐらいなところにいた。そして、トライやる・ウィークを終えて帰って来た時には、どのように向上して良くなったか、そこらへんについては、教育長として、子ども達の様子をつかんでいらっしゃると思いますか。そこらへんについて、お示してください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 私も、中学校に7年ほどおりましたので、毎年、トライやる・ウィークの現場へ足を運んで、業者の方と、お世話になっておる方とお話したりしております。だいたい、あいさつは、3日目ぐらいから、大きい声で、あいさつができるようになるようです。

やっぱり、大人社会の中へポッと入りますので、相当、緊張感を持って、子ども達は、職場体験をしていると、私は、そのように理解しております。

で、なかなか、先ほど、部活動のことも出ておりましたけれども、あいさつはできるんだけど、いろんな場面、場面の、そこに適したあいさつが、なかなかできないというのが、子どもなんですね。これを、やっぱり、日々の、家庭や、地域の方や、また、学校、教師との関係の中でですね、時と場に合ったあいさつができる。こういうふう育てて、今、いっておるわけなんです。今、全て、中学生が、100パーセント、あいさつができるというのは、私は、ちょっと無理があるのではないかと。子ども達は、朝起きて、あいさつできない。お母さん、お父さんにも、あいさつができない子どももいっぱいあります。そういう子どもを変えていこうと、成長させようと、日々努力しているところです。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） まあ、あいさつについてはね、世の中へ出て、お嫁さんに行こうと、また、会社に勤めようと、社会に出て行った時、やはり一生の財産としてですね、やはり体が元気であることとか、そして、人に対して優しい、そしてまた、そういうあいさつができるということは、非常に、その人にとって、素晴らしい財産になるわけでございますので、小さい時から、繰り返し、繰り返しの中でですね、ちゃんとできるようにしていただけたらと思っております。

それからですね、21ページの基礎・基本の確実な習得ということで、これらのことにつきましたもね、やはり、やる前の力、そして取り組んだ結果、プロセス、どのような努力をした結果ですね、どのように上がですね、Bに評価されたか。そこらへんについては、どう言うんですか、全国レベルの中で、そういうことの、いわゆる調べをされておるんか。それとも、佐用だけ、その中で、そのBランク、Aランク、Cランク。前は、Cだって、努力した結果、Bになったと。いや、しかし、前、Aだったけど、ちょっと力が及ばなんだでBになったか。そこらへんについてですね、このやつで見ると、ちょっともう一つ分かりませんので、そこらへんは、どうだったんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 前日も、ここはBでした。岡本議員、先ほども言われましたようにね、九九の練習、徹底的に、ああいう繰り返しの学習をしているわけですね。

で、今回、昨年度から、23年度から小学校は、学習指導要領が改訂になりました。で、その中で、反復学習の必要性だとか、そういうものが、重要視されて、できるだけ、そういう学習の時間にですね、入れなさいというようなことで、全学校共にですね、取り組んでおります。だから、全国学力学習調査とか、ペーパーで計れる部分と、先ほど、言いましたように、全員で声を合わせて、皆で、心を高めながら学んでいく姿と、私は、それがしっかりと、バランスが取れたらいいと思うんですけども、なかなかそうは、定着の問題がありますのでね、だから、近年は、できるだけ、反復指導、そういうことに取り組んでいるところです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） 確かですね、人間というのは、いっぺんにですね、1回聞けば、聖徳太子のように、全部頭に入るといふ、その傑出したですね、素晴らしい人も、中にはいらしゃいますけれど、われわれ凡人は、何回も何回も繰り返して、それを読んだり、また、自分が、頑張ることによって、それは、身に付くものと思います。子ども達は、そういう繰り返しの中でですね、やはり反復練習の中で、身に着けるようにね、先生達も、一つお願いしたいと、このように思っております。

それから、24、25ページの教職員の資質向上ということでございますけれど、今、教育長のほうから、地域のふるさと祭りとか、地域の、いろいろな行事に参加して頑張っている教職員も、私も見かけて、頑張るとってやなということ、十分分かります。しかし、その中でですね、私の孫は、外国駐在員の、5年終えて、東京へ帰って来た時、ちょっと、孫について、低学年ですけど、行ったら、その校長が、1,000人近い学校なんですけれど、校長が、毎日、雨の日も暑い日も、門に立って、子ども達に声を掛けて、ハイタッチして、あいさつしながら、こうやってやってですね、子ども達に、元気で頑張れよ。あいさつせいよということをしていただきました。ですから、私は、そういう姿を見て、先生にも子どもにも聞きましたら、ずっと続けてやられておると。ですから、そういう校長さんが、佐用町にも、小学校10校、中学校4校ありますけれど、そうやって、子どもの数が50人以下のところもございます。ですから、そういうことを、全部、そういうふうにして、何人かはやられておる先生もあるんかも分かりませんが、そこらへんの、教育長として、校長先生が、常に、そういう指導に、前に、前線の、前に立って、自らやられておるといふ校長先生は、おありでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 私も、14校、毎朝回っておりませんので、その点は、分かりませんが、少なからず、毎日かどうか分かりませんが、そういう取り組みは、校長は、やっていると思います。

と言いますのは、やっぱり校長は教壇には立てませんので、そういう登校とか、また、放課後とか、休憩時間とか、そういう中で子どもと接する機会を、校長は、自ら持っている、私は、そのように思っています。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） まあ、極力ですね、子ども達を、良くしてやらんなんと。世の中へ出て、頑張れる子にしてやらんなんとという思いの中で、また、やっていただけたらと思っております。

そして、26、27ページにございますように、心身の健康づくり、そして、体力向上の取組みということで、この子ども達がですね、やはり元気で学校へ来てくれて、そういう、親としてもですね、思っております。ですから、どんなことを子ども達に、学校によって、させることが違うんかも分かりませんが、いわゆるグラウンドに、いわゆる線を引いてですね、その中を、円を描いて、それを先生と子どもと一緒に、毎日、15分ずつ、暑くても寒くてもやると。そしたら、風邪ひかんようになって。そういうような取組みが、とにかく継続は力なりということで、続けることが大事だと思います。

昔ですね、子ども達が、夏休みにラジオ体操をした後、終わった後、必ず、2キロほど、ずっとランニングしよったんですよ。最近、ちょっと私も、去年なんか、ラジオ体操も、参加してみたんですけど、ラジオ体操が終わったら、直ぐ、帰ってしまうし、走る子はおりませんでした。そして、どう言うんですか、土曜日とか日曜日は、親が、ちょっと子ども達も休みじゃいうようなことで、ラジオ体操も、ちょっとされてなかったりしておりますんで、そこらへんについてはね、教育長として、各学校の、そういう取組み。どんなことをさせて、ただ体力が良くなって、いわゆる風邪のね、集団休校もなくなったとか、そういうようなこと、今年、佐用町の小中学校で、風邪で休んだとか、そういうような事例は、どんな状態であったんでしょうか。そこらへんについて、お伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 風邪で休んだ子ども達はおります。

しかし、今年は幸い、インフルエンザとかですね、そういう集団的な風邪については、今のところ、まだ、猛威を振るっておりませんので。

まあ、おっしゃるように、最近、例えば、100人、200人の学校で、欠席ゼロというのが、なかなかね、できない。これは、風邪とか熱を出したとか、そういうことだけじゃなくって、やっぱり朝起きて、学校へ、なかなか、行けよと。お尻をたたいてですね、行けよと、こういうことが、なかなかできない家庭もあるわけで、1時間、2時間遅れて学校へ来ると。そういう実態もあります。

ラジオ体操のこと、いろいろありましたけれども、ここ20年、15年、20年の間にですね、ラジオ体操を、どういうふう位置づけていくか、非常に難しい時代になりました。

例えば、家の密集地であれば、6時半から大きな音楽をかけると、もう少し寝たいという方で、お叱りを受けたということも耳にしましたし、それから、土曜日、日曜日は、家庭の用事があるさかいに、まとまってラジオ体操はせんとか、盆間は止めようとか、

段々、段々、そういう時代になってきたということです。子どもだけの責任ではありません。やっぱり、地域挙げて、また、家族の方もですね、そういうラジオ体操の意義いうものを考えていただいて、やっぱり、その場へ行かす。そういう気持ちをですね、持っていたきたいなど、そんなふうにも思うところです。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） 確か、子ども達だけでは、そういうことが、できない面がありますが、やはり、地域並びに親の、やはり考え方が、やはりもっと良くしてやらんなんということを、大事じゃないかと思えます。それらについて、PTA活動の参観日等で、よく、また、先生方も、父兄にお話ししていただいてですね、理解を求めていただきたい。このように思っております。

それでは、29ページの読書活動の推進ということでございますけれど、私も、8回、そのオープンスクールに行かせてもらったら、必ず図書館に行って、子ども達の本の読み具合をチェックいうんか、確認させていただいております。ですから、いい面で、挙げさせてもらいますけれど、中安小学校等は、なかなか本が良く読めて、たくさんですね、いわゆる人によっても違いますけれど、数を相当読んだ子どもございました。

そして、学年によって、どうなんか、先生が、もう一つ、読みなさいという指導が足りないのか、また、クラスによってですね、全然いうんか、あまり読めてないクラスがございます。ですから、そこらへんについても、やはりですね、校長が、いわゆる先生の中で、クラス、ここに書いてありますように、読み聞かせなんかもね、やって、効果も上げておるといふふうには、教育長言われておりますけれど、その学校によっても差があるし、学年によっても差がございます。

ですから、やはり本というのは、自分の分からないことは、いわゆる昔の歴史、そして、外国のこと、分からなくても、本によって、読むことによって、自分が分かるようになるという素晴らしいプラス効果を持っておりますんでですね、本を、ちょっとでも時間があれば読むようにですね、1週間に1冊ぐらいは読むようにね、指導してやっていただけたらと思っております。

それからですね、道徳教育の研究ということで挙げられております。道徳についてもですね、やはり社会に巣立っていく場合、とても、やはり大事なことでございます。ですから、していいことや、して悪いことなど、いろいろありますけれど、やはり小さな時から、そういうことを、ちゃんと教えていただきたらと思っております。

それから、33ページの不登校の指導ということで、小学校ではですね、22年2人、23年3人、24年ゼロと、非常に登校拒否の子がなくなったということは、嬉しいことでございます。中学校がですね、15人、13人、4人と、成果は出ておるわけでございますけれど、これらのことについても、やはり子ども達が学校に来れないということは、親にとって、大変心配なことでございますんで、先生が、根気よく、よく教えていただきたいと、このように思っております。

それから、生徒は、そうやって聞いたんですけれど、先生の不登校というのはあるんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

教育長（勝山 剛君） ありません。

3番（岡本義次君） ああ、そうですか。

まあ、根気が要りますけれど、頑張っていたきたい。このように思っております。

それから、45、46 ページですね、健全育成ということで、学校、園、家庭、地域、関係機関の連携、中学校によって、良くなっていっておるということで、ここにできました、そういう地域と連携しながらですね、学校の奉仕活動や、草抜きや清掃等一緒にやりながらですね、各集落の公民館等や、窓ふきや広場の草抜き、お宮の掃除なんかも一緒にですね、親子一緒に揃ってね、やるようにしていただきたらと思っております。

それから、ママプラザと学校の交流ということで、これらのことや、本の読み聞かせ、これらのことについてもですね、小さな時から繰り返ししていただくということで、昔から言われておりますように、金を残す人は下である。名を残す人は中である。人を育てるということは上であるということで、大変、いわゆる重要なお仕事に就かれて、大変苦勞はあるかと思いますが、子ども達の将来のことを思って、一つ、先生方には、立派な、元氣な、そして、自分から物事が進んでできる子にいただきたらと思っております。

教育については、以上でございます。ありがとうございました。

それから、次ですね、町活性化、リフォームについてお伺いします。

先日、11月19日、福井県高浜町に研修に行きました。家屋をリフォームした場合に、町が当初、10万円。平成21年度から20万円を限度として2割を補助しており、その経済波及効果は、1億2,300万となっております。

佐用町においても、町活性化する為にも、是非取り組んでいただきたいと思っております。個人に支援することが、町長は気にされておりましたけれど、ソーラーの支援等、今年も始めましたが、これも人気があって、大分、普及しておると聞いております。1,000万あれば、50人の方に支援でき、その波及効果は1億円を超すものと思っておりますが、町長に、一つ、ここらへんについても、一つ頑張っていたきたい、このように思っております。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。4分しかありませんが、よろしく願います。はい。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 時間が、残り少なくなった中で、これ、私の答弁、どういうふうな。時間オーバーしてもよろしいですか。

議長（西岡 正君） 答弁だけは聞かせていただきます。

町長（庵途典章君） いいんですね。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） そしたら、まず、答弁させていただきます。

町活性化についてということで、リフォーム支援事業についてご質問でございますが、先般、産業建設常任委員会で視察をされました、高浜町の担当課に、制度の活用世帯の実

情について、担当者から問い合わせをさせていただきましたが、それによりますと、リフォームというのは、通常、相当の費用を要するものでありまして、この制度がですね、あるから、リフォームをすとか、踏み切ったという方ばかりではなくてですね、制度が、当然、あってもなくても、家の状態、設備の状態、故障したりということで、リフォームをされていると。そういう時期に来ているから、リフォームをされるということが多いようであります。そういう中で、リフォームをして、その際、この制度を、当然、活用されたというふうにお聞きをいたしております。

高浜町の例といたしまして、補助制度を活用したことによる経済効果ですね、今、経済効果が1億数千万あるというふうに数値化をされておりますが、当然、これは補助がなくても施工されたケースが多かったということであり、この制度による事業、その全てがですね、新たな経済効果を生んだという分析はですね、これは当然、過大評価であろうかというふうに考えます。

住宅リフォーム制度につきましては、3月の議会におきましても、今後も町内の経済動向を注視するとともに、住民の方々が必要とされ、また、行政としても行う必要がある制度であるかどうかということ、そういう状況を見ながら検討をしていきたいというふうにお答えをしております。しかし、当然、今、住宅メーカーのですね、進出によりまして、住宅建設の形態が大きく変わって、町内の建設事業者の仕事が減ってきていることは、私も十分に認識をしておりますので、今後は、高齢化社会に向かう中で、バリアフリー化などの、この住宅の改造をですね、やはり、どうしても進めていかなきゃいけない。そういうバリアフリー化などを進めるためにですね、まずは、県の人生80年いきいき住宅助成事業や、本町の障害者等住宅改修費給付事業の制度を、よりご活用をいただき、それを町内建設業者等の仕事の確保にもですね、つなげていきたいというふうに考えております。

なお、人生80年いきいき住宅助成事業につきましては、9月議会の一般質問答弁におきまして、町が実施をしている特別型以外についての検討を進めるというお答えをさせていただいております。現在、県内各市町の実施状況等を調査しながら、取りまとめをしているところでございます。

現在考えております制度は、特別型に加えて、現行の兵庫県の制度である、人生80年いきいき住宅助成事業に基づき、高齢者、これは60歳以上であります。高齢者又は身体障害者等の方がいらっしゃる世帯が対象となる、多くの方が利用していただける一般型の制度を取り入れる方向で検討をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

3番（岡本義次君） はい、ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君の質問は、終わりました。

議員、質問される議員におかれましては、私のほうから、お願いをしておきますが、町長の答弁を入れて1時間ということになっております。

しかしですが、答弁については、途中で止めていただくことは、大変失礼と思っておりますので、できるだけ時間配分は、各議員でお願いしたいと思っております。

続いて、5番、金谷議員の発言を許可いたします。

〔5番 金谷英志君 登壇〕

5番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、2点、ごみ行政の3Rの更なる推進と介護保険法の改正の影響について伺います。

この場からは、ごみ行政の3R、更なる推進を求めて質問をいたします。

にしはりまクリーンセンターが来年4月から運転業務を開始します。国は2000年に、循環型社会形成推進基本法を制定し、ごみに関する考え方を、従来の適正処理、リサイクル優先から、環境にできるだけ負荷を与えない物質循環の方向に大きく転換したと言っています。この推進基本法を制定する時に議論になったのが、この制定によって、今後、3R、いわゆる、優先順位の第1に、ごみを元で出さないリデュース。第2に、再使用・再利用、リユースを重視する。3番目にリサイクルするを、ごみ問題解決の基本に据えることができるかどうかということでした。

ところが、結局、国は、その後、3Rの推進にも重点を置いた最適ナリサイクル処理システムを構築していくなどとして、3Rを徹底するどころか、従前どおり最適な処理システムをつくること。つまり、広域処理による大規模な焼却施設やリサイクル施設建設を促進することに力を注ぐ中での同センターの建設であります。そこで、3Rの更なる推進を求めて、管理者でもある町長に伺います。

にしはりま環境事務組合構成市町区域の可燃ごみ量は、直近でどうなっているか。また、その数量と同組合が一般廃棄物処理基本計画で予測しているごみ排出量との差異をどう認識しているか。

熱回収施設では、回収した熱を発電に用いますが、ごみ発電は、3番目のリサイクルの中でも、更に優先順位の低いサーマルリサイクルの一つです。発電量を優先すべきではないと考えますがいかがですか。

可燃ごみの内、事業系ごみの割合は、最近の集計でどうなっているか。この事業系ごみの資源化可能物の熱回収施設への持ち込みについても、実効性のある減量に取り組むべきだが対策をどうされるのか。

産廃は、廃棄物処理法で規定されているように、排出者の責任で処理すべきであります。同センターへの産廃受け入れはないか。町長の見解を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からの最初のご質問であります、ごみ行政、3Rの更なる推進をについてということで、4項目のご質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

最初に、にしはりま環境事務組合構成市町、その区域の可燃ごみ量は、直近でどうなっているか。また、その数量を同組合の一般廃棄物処理基本計画で予測している、ごみ排出量の差異をどう認識しているかのご質問であります、一般廃棄物処理基本計画、これは平成17年度当時の、構成市町の計画収集人口は10万8,132人でありましたが、平成23年度の構成市町の収集人口は10万159人で、6年間で約8,000人減少をしており、それに伴い可燃ごみの年間排出量も1,427トン減少し、一般廃棄物処理計画との、数量の差異は、人口減が大きな要因となっております。

平成25年度の供用開始時の予測による、ごみ処理量について、一般廃棄物処理計画では、年間2万3,676トンの処理を見込んでおりましたが、人口減による2,300トンを減量し、2万1,376トンに修正をいたしました。処理量は、今後も減少する見込みではありますが、焼却の負荷率において、補助燃料を必要としない運転が、十分可能な範囲内であるために、1炉運転と2炉運転を組み合わせることにより効率的な運転を行って参りたいというふうに考えております。

2項目めの、熱回収施設では、回収した熱を発電に用いますが、ごみ発電は、3番目のリサイクルの中でも、更に優先順位の低い、サーマルリサイクルの一つであり、発電量を優先すべきではないとのご質問ですが、リデュース、ゴミを減らすことは、循環型社会の構築に向けた取り組みの中でも、従来の大量生産・大量消費を前提とした社会のあり方を変えるという点で、まさに地球規模で考えていく、大きな課題であることを認識いたしております。それに対し、リユース、何度でも繰り返して使うことや、リサイクルは、住民一人ひとりの意識、日常生活のちょっとした心がけや工夫で、今日からでも取り組めることも多くございます。

にしはりまクリーンセンターでは、ごみの減量化を含むこれら3Rの取り組みについて、啓発展示施設や工房棟を活用しながら、広報活動を展開していくことといたしております。

全国的にも、ごみ焼却施設における発電施設の設置は、増加傾向にあり、平成22年度の環境省の発表では、全国1,221施設の内306施設、全体の約25パーセントの施設で発電施設が併設をされております。

にしはりまクリーンセンターの熱回収施設の処理能力、1日89トンとは、発電施設を併設した処理施設では、比較的規模の小さいものであるため、当初から発電量を最優先にした施設計画は行っておりません。あくまでも安全を最優先に、安定した運転、効率的な運転に努めることといたしております。

3項目めの、可燃ごみの内、事業系ごみの割合は、最近の集計でどうなっているか。この事業系ごみの資源化可能物の熱回収施設への持込みについても、実効性のある減量に取り組むべきだが、対策をどうとるのかというご質問でございますが、本町の可燃ごみの排出状況は、平成23年度集計で4,726トンであり、このうち事業系のごみ排出量は1,568トン、全体の33.2パーセントでございます。

また、にしはりま環境構成市町全体分で、可燃ごみ2万2,498トンに対し、事業系のごみ排出量は6,415トンで28.5パーセントとなっております。

本町では、事業系の一般可燃ごみは、現在、佐用クリーンセンターにおいて受入れを行っておりますが、にしはりまクリーンセンターでも、資源の有効活用、ごみの減量化の観点から、家庭ごみ同様の排出基準で分別されたものについては、資源ごみとして受け入れる予定といたしております。

今後、一般の家庭ごみと同様に、各事業所においても、分別の取り組みが進めば、事業系一般廃棄物の減量も進んでいくと考えております。

4項目めの、産廃は産業廃棄物処理法で規定されているように、排出者の責任で処理すべきであり、同センターへの産廃受け入れはないかというご質問でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条で、産業廃棄物の処理等については、排出事業者の責任が明確に規定をされております。また、廃棄物の処理清掃に関する法律の施行令において、産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準が定められており、産業廃棄物は、その種類に応じ適切に処理する必要がございます。

にしはりまクリーンセンターで、処理の対象とする廃棄物は、姫路市安富町、たつの市新宮町、宍粟市、上郡町、佐用町の関係市町から発生する一般廃棄物であり、燃え殻や汚泥、廃油等多種多様の性状が想定される、産業廃棄物の処理を想定した施設ではありません。しかし、事業所から排出される従業員等などの生活廃棄物など、家庭から排出される廃棄物と同様の性状のものを一般家庭と同様の分別にて搬入される場合には、これを受け入れる計画といたしております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 最初に、計画のごみ量の差異について、人口減に伴って減ったということで、効率的運転で対応するということですが、一つ確認したいのが、平成 18 年 1 月に構成市町で確認書がなされています。それで、ごみの減量が、これによって更に減るんです。その確認書については、今は、どういうふうな状況になっているかいうのを聞きたいんですけども、この確認書では、姫路市、たつの市は、当分の間、にしはりま環境事務組合に加入する。当分の間とは 11 年。建設期間 4 年、搬入期間 7 年とする。姫路市、たつの市は、加入期間中のにしはりま環境事務組合の運営費について、それぞれ安富町分、新宮町分を支払うと。こういうふうに確認、18 年にされているんですけども、これによって、更に、そのたつの市新宮町分、それから、姫路市安富町分については、これ、確認書のとおり、今後、7 年間、搬入期間あるわけですけども、それ、今、いよいよ来年から稼働するというので、この確認は、どうなっているのでしょうか。現在。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） それは、建設時点において、確認をされておりますから、平成 25 年から供用開始を行います。ですから、その確認書は、当然、有効でありまして、その 25 年から 7 年間、これは、姫路市安富町分も、当然、そこで処理をするという形になります。その後、姫路市においては、この組合から脱退されるという形になろうかというふうに、私は、認識をいたしております。

それから、新宮町につきましては、これはまた、安富町分とは、また、これは、同じ確認書の中でも内容は違っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 姫路市の脱退を見込んで、100 トン炉から 90 トンになり、それから 1 トン減らして 89 トンという、こういう処理量の計画の変更いうのがありましたけれども、それで今、最初の答弁であったのは、人口減があって、それから更に減量化も進んでいく。人口減が、大きな、その減量の理由だと言われるんですけども、減量化、更に進める 3 R を更に推進することによってね、その処理量もっと、減って来るんじゃないか。更に、そのたつの市についても、今後のことですから、分からないということですけども、安富町分、それから新宮町分についても減ってくるということになればね、もっと、規模については、89 トン炉が、当初から、私たちは、もう、過大な施設だということ指摘してきたんですけども、それで、それが、今回の質問で、要点、聞きたいのはね、その施設分に見合うだけの量、ごみ量が、いうたら確保できない。ごみが減ってくることで、その、ほかのごみもね、その分別しなくても、端的に言えば、処理できるんですから、あまり、その分別も進めなくても、ドンドン燃やさないよとか、産廃も受け入れないよというようなことになりはしないかという危惧が要点の、今回の質問なんですけれども、その減り量については、それが、今、町長、最初の答弁でも言われたんですけども、減量化は進んでいると。それで、全体、その施設で余って来るとかね、十分、処理能力がある。余る分については、それは、ドンドンドンドン、それが、後退するんじゃない

いかという危惧があるんですけども、その点、1点、ちょっとお伺いしたいんです。その危惧は、どうでしょうかね。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この施設の処理規模につきましてはですね、当初の、最初からの計画からすれば、順次、その都度検討して、規模を適正に計画を変更して参りました。

当初は、一番最初の計画時点ではですね、百数十トンというようなですね、数量も出てきましたけれども、その後、当然、そういう将来の、このごみの減量化、また、この分別によって、そのごみを少なくとも資源化していくということ。そういうことに重点を置いてきたわけです。

それと、姫路市安富町との加入の問題の中でね、当分の間、姫路市がバックアップ機能を持っていただくという中でですね、この規模を更に、現在の89トンという計画にしたという経緯があります。

更に、今、状況の変化として、人口減によるごみの、この現象。これも、当然、今、進んでおりますし、また、分別、かなり徹底した分別ですね、その作業、そういう収集によってですね、資源化、また、リユース、そういうことを進めていくということで、可燃ごみ、燃やして処理する部分につきましては、当然減っていくと。減らしていくということは、これは一つの、これからの、まだ、方向としては当然、堅持して参ります。

ただ、この施設は、89トン炉という形、2炉で構成しておりますけれども、2炉で89トンという処理能力という形で、建設が、これは施設が出来上がっております。ですから、これをいかに効率的に、そして長持ちできるように使っていくか。こういう形で今後、その点に重点を置いて、この施設の運営を行っていきたいと思っております。

ですから、決してですね、処理能力があるから、何でも少しでも、たくさん燃やせばいいという考え方は、当然、いたしておりません。ごみを燃やせば、それだけ経費も掛かります。それから、この炉も傷みます。少しでも2炉を交互に運転をしてですね、できるだけ炉の消耗を少なくしていくということが、また、効率的な運転にもなるわけでありまして、そういう運転計画を十分行いながら、これを進めていきたいというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） 事業系ごみの減量についてお伺いしたいんですけども、佐用町でも33.2パーセント。それから、構成町全体としても28パーセントが事業系ということですから、これを更に、持ち込み、分別して自分で持ち込むとか、産廃処理業者に頼む、依頼するという二つ方法があるんですけども、その場合に、自分で持ち込む場合はね、自分で減量して、ある程度分別して持ち込むということがあるんですけども、事業者に頼んだ場合でも、その事業者も頼まれますから、そのまま、あまり分別せんということが、全国的にも言われているんですけども、その許可業者に対しても、組成分析なりしてね、これ、持ち込む時にも、どういう分が入っているか。もっと減量化に努めなさいよという、事業者に対しての、そういう減量化の取り組みについては、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） まあ、事業系、いわゆるごみ、その中で、産業廃棄物に該当するかどうか。このへんは、非常にまあ、法律は、そういうふうにつきりとした法律ありますけれども、その法律を全て適用した中で、実際、現実の状況に、これを運用していくということは、非常に難しい点があります。

一般の事業所においてもですね、そこには、たくさんの従業員がおられて、従業員が生活ごみとして排出されるような、家庭で出されるごみと同様の性状の物というものが、たくさんあるわけです。

事業系と言っても、産業廃棄物のようにですね、工場で何か物をつくった時に、残渣、廃棄物が出て来るような、そういう、その廃棄物だけではないということなんですね。そういう中でですね、きちっと、その、事業系にあっても、分別をされて、一般廃棄物、家庭で出される廃棄物と同様の性状のものについては、この一定の条件の中で受け入れをして、これまで通りね、佐用のクリーンセンターでも、現在、受け入れをしておりますけれども、それは、継続をしていこうという考え方をいたしております。

ですから、個人で、事業者が、直接施設へ搬入される場合には、当然、その事業者の責任、搬入される方の責任においてですね、分別をして搬入をしていただくということでありまして、また、それを収集される業者の方が収集されたとしても、それは排出される事業者の方、そして収集される方、それぞれの責任においてですね、その分別をしていただくということが、条件の中で受け入れるということになりますのでね、それが全く分別をされないような状況であれば、それは、今後の運営の中で、指導をしていくしかない。それができなければ、受け入れができないということに、最終的にはなろうかというふうに思いますから、そこは、きちっと今後の運営の中でですね、指導をしていきたいというふうに思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

5番（金谷英志君） まあ、許可業者に対しては指導をしていく。業者の出される持ち込みについても、指導していくということですが、その中で、食品関係の、その食品残渣についてもあるんですけども、食品残渣については、食品リサイクル法に基づいて、資源化するように、積極的に今回、にしはりまクリーンセンターでもやられる事業系のごみの分け方、出し方ガイドブック。説明会もされて、そういうふうになっているということなんですけども、食品系の廃棄物と言いますと、食品の製造、流通、消費の各段階で生ずる動物性の残渣等、具体的には、加工食品の製造過程や流通過程で生ずる売れ残りの商品、消費段階での食べ残し、料理くずがあるんですけども、先ほど、町長、言われたように、一般家庭と、それから食品流通業者、飲食店等から発生する物は一般廃棄物。にしはりまクリーンセンターなりで処分される一般廃棄物の内の事業廃棄物。一般的に、大きな大企業なんかやる産廃とは違って、一般廃棄物の事業系のということで話、お聞きしたいんですけども、食品リサイクル法では、一般家庭から出される以外の流通業者や飲食店等から出される一般廃棄物に区分されている生ごみのほとんどが対象とされる。これに

ついて、一般事業系の生ごみ、食品残渣について、どういうふうに減量化を推進していくかということをお聞きしたいんですけども、それで、対象企業には、発生抑制と減量化による最終処分量の減少を図ると。それから、資源として飼料や肥料等への再生利用を推進することが課せられる。これ、食品リサイクル法で、そういうふうに課せられているんですね。肥料なりにする。それから、減量化に、減少を図るというふうな、食品リサイクル法で決められているんですけども、これを、にしはりまクリーンセンターの中では、どういうふうに、その食品リサイクル法を施行していくというふうに考えておられるんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 食品リサイクル法、これも、そういう食品、いろんな製品をですね、製造する過程における残渣。また、その廃棄物、売れ残りのような物の処分。こういう点については、これ、工場、企業としてね、行われる部分を想定をされておりますので、にしはりま環境事務組合としての、これは当初から言ったら基本的に、一般家庭からの一般廃棄物を処理するというので、当然、計画をされておりますから、その中で、それに準じてできる、それと同等のような形で処理されたもの。小規模なものについてという、ある意味では、準用していこうという形で考えておりますから、処理施設そのものに、食品リサイクル法に基づいたような処理能力とか、処理施設を、処理の施設そのものの設備をですね、整備しているわけではありません。

ですから、今後、その工場等でですね、出されるような、そんな食物残渣というような物を、当然、受け入れるということはありません。

ただ、今、言われる住宅併用型の店舗等、小規模なお店でですね、生活の中、出て来るようなごみ、これについて、これを、そういう産業廃棄物としてみなすか、みなさないか。そういう点がありますから、だから、そういう規模の小さい物については、これまでのクリーンセンター、佐用クリーンセンターで処理してきたような内容の物であれば、個人が持ち込んでいただくことであれば、それは、処理をできるように考えていこうという、そういう、どう言いますか、規定をきちっと作るわけではないんですけども、そういう取り扱いをしていこうという、そういう考え方ですね。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） それ、産廃かどうかじゃなくても、きっちり規定されているんですね。

廃棄物処理法上の区分では、流通業、それから飲食店、学校、病院、福祉施設等から出される、まあ、役場なんか含まれますけれども、については、一般廃棄物なんですね。ですから、僕は、今、話した、一般廃棄物の中で、事業系ごみとして、にしはりまクリーンセンターにおける、もっと、それについても、事業系ごみについても、減量化の推進をどうするのかという。にしはりまクリーンセンターでもそうですし、佐用町としては、どうするのかということをお聞きしよんです。

産廃を、その、どう言うか、分けるということじゃなくて、一般廃棄物として規定され

ている分の事業系ごみの減量化に、どう町として取り組むかという、こういう質問なんです。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） 当然、まあ、事業系のごみであってもですね、そのごみをできるだけ排出しないように、それぞれの事業者において、当然、努力していただくように、これは求めていかなきゃいけないし、指導していただくかきゃいけないと。そういう努力をお願いしていかなきゃいけないということです。

で、そこから出て来るごみであっても、当然、リサイクルができる物であればですね、それは、資源化ごみとして、リサイクルをしていくと。だから、全て焼却をするという考え方にはありませんし、先ほどのことにつながるか分かりませんが、能力的には、それは、焼却する能力は十分ありますけども、そういう物を受け入れて、全く、今後、ごみですね、全て焼却をしていくという考え方は、持っておりません。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷君。

5 番（金谷英志君） そうでしょうね。

次に、発電、ごみ発電についてお伺いしたいんですけれども、高効率のごみ発電の交付金要綱として、100 トン以下。にしほりまクリーンセンターは 100 トン以下に当てはまるんですけれども、発電効率が 12 パーセント以下ということで、その交付金も受けていると思うんですけれども、そのごみ発電を行う場合には、発電量高いのは、廃プラスチックや、それから紙類、繊維類、ゴム類、皮革と言われているんですけれども、この、高効率の、先ほど、発電効率が 12 パーセントでいいということなんですけれども、高効率のごみ発電を行うためには、発電効率の高い廃棄物の確保が不可欠。先ほど、それを優先したのではないと。発電を優先したものではないという第 1 回目の町長答弁ありましたけれども、それで、その 12 パーセントの効率を維持するために、ある程度、それは、12 パーセントは、やっぱり交付金の要綱の中に入っているんですから、それまではやっぱり、確保することが、この交付金の関係では、12 パーセント確保、効率がなくても、それは、どういうふうになっているんでしょうか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 一応、これは、熱回収施設ということで、そういう国の規定に基づく交付金をいただいている。それには、今、12 パーセントというですね、数値が示されて、それをもって、その設計をいたしております。

ですから、それだけの効率、12 パーセントの回収ができるようなですね、努力、運転はしていく必要があるかと思っておりますけれども、これは、実際に、今、これから試験運転、今、始めておりますけれども、どれだけの熱回収ができるのか。発電ができるのか、やっ

てみないと、なかなか分からない点もあります。正直なところ。

ただまあ、設計上、そういう、規模は小さいんで、1,000 キロワットないです。860 キロぐらいでしたかね、ぐらいな規模です。この、小規模な発電でありますので、電力そのものを売電するとかですね、余所で、場外で使うというようなことは考えておりませんので、実際に、発電がある程度できなかつたとしても、施設の運営上は問題は起こらないんですけれども、先ほど、議員が言われる、国の交付金を、その分、いただいている分に対しての、今後の実績報告ですね、そういう点で、何らかの問題が生じるのかどうか、この点については、今のところ、私は、それに対して、お答えをするだけのものは持っておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） まあ、その資料としての、恐れとしてね、もし、公立施設が、決められた発電効率を守れない場合には、各施設の発電効率の統計を取っていくので、発電効率が計画値を下回った施設は、会計検査院にチェックされるとして、発電効率を守れない状態が改善されない施設の場合、交付金の返還要求もあり得ると。こういうふうなこともね、ごみ業界の資料では、そういうふうになっているんですけれども、それも、確認して、やっぱり、最初に言うたように、これを、12 パーセントを守らないかんが上に、それをね、交付金返還までするということは、ちょっと、問題だと思うんですけれども。

先ほど言った、廃プラスチックとか紙類、これ、資源ごみとして回収される。ですから、高効率、その、プラスチックや紙が燃やされないの、更に、発電効率が悪くなっていくということには、つながってくるかと思うんですけれども、その点、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 確かに、カロリーの高いですね、プラスチック、また、紙類ですね、これが、焼却ごみとしてじゃない、全てリサイクルなり資源化にしてしまうと、相当、ごみ全体のカロリーが、単位当たりのカロリー数が減って、落ちてきます。確かに。

ただ、プラスチックも全て、できるかという、現在でもですね、どうしても、プラスチックの中にも、それを資源化をする時に、質のいい資源化をしないと、結局、最終的には、燃料なりに使われてしまっているというような実態も、実際、あるんですよ。

ですから、わざわざ、例えば、汚れた、油で汚れたような物まで、綺麗に洗剤で洗って、そこまでして、リサイクル、資源化をするというのではなくてですね、そのへんは、今の生活の中で、直ぐに綺麗な状態で、資源化をできる物は、当然、資源化をする。汚れた物で、資源化をする時に、その資源化した物、その物の品質を悪くしてしまうような物は、これは、燃料として燃やすことによって、これで発電もしていくという。この発電することも一つの、いわゆる熱回収で、環境負荷を低くするというにもつながる。発電することによって、この施設においては、場内で使う電力を賄うという形になって、買う電力が少なくなるという、当然、効果もあるわけですから、そういう取り扱いを、バランスを取った形でやっていきたいなというふうには思っております。

ですから、その量が、どれぐらいになるのかね、今のところ、これから、今、試験運転

を始めてますけども、実際に、供用開始をして、その実際の業務を行いながらですね、この状況は、それを見て、また、検証をしていかなきゃいけない。それによって、また、何か、対策は講じていかなきゃいけないというふうには、考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） そのへんの兼ね合いがあると言われるんですけども、最初の答弁で、発電を優先するものではないということで、確認したいと思います。

それで、一番最後にお聞きしたいんですけども、廃棄物処理法第3条で、事業者の責務で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとあるんですけども、その一方でね、規定ができました。産廃と一廃のあわせ処理に関する規定というのが盛り込まれて、事業者は、産廃を自ら処理しなければならないという、先ほどの原則を明確にした上で、自治体が処理することが必要であると認める産廃の処理を、その事務として行うことができる。できるという、この規定が出て、それで、これ、今回の私の質問の肝になるんですけど、それが、にしほりまクリーンセンターで、処理能力が大分、余裕がある中で、産廃の受け入れがないか。最初、基本的には、一般廃棄物しか、そのための施設だということで、言われたんですけども、こういう、できる規定がある中でも、町長、やっぱり一般廃棄物に限って、産廃は受け入れないということを確認したいんですけども。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） この施設は、こうして広域でですね、行うということで、姫路市、たつの市、宍粟市、3市と、上郡、佐用と2町ですね。3市2町で設置をしております。ですから、その、佐用町だけの考え方では、なかなかできない。ほかの構成町とのですね、やはり一緒に協議をして、構成町との合意に基づいて、処理、運営をしていかなきゃいけないという点があります。

で、今、できるだけ私は、この町内、私とこの佐用町のような状態の中ではですね、大きな、そういう産業廃棄物を排出するような工場は、ほとんどないわけです。で、一般の、その事業者においても、小規模な事業を、皆、されているという状況である中でね、じゃあ、佐用町において、今、おっしゃる、あわせ産廃と言われるですね、産業廃棄物においても、その中に排出される一般の物であればですね、その行政が、その業務を行うという規定を、中にね、明確にして、この施設を運営するというのも、これも規定をすればできるんですけども、やはり、他の市町においては、やはり、そこをそうすると、産業廃棄物との、明確にできないと。問題が発生する所も、当然、出て来る。あります。

ですから、運用において、できるだけ柔軟な運用ができるように、考えていく形で進めていこうということで、当然、あわせ産廃ということも、協議も十分、中ではですね、しております。しかしまあ、その規定を設けるということは、非常に、ほかに問題が、難しい問題が発生するという中でね、その規定は設けないと。運用の中で、できるだけ住民の皆さん、小規模な、いろんな店舗を経営されたり、飲食店を経営されたり、食品販売を経営されたりしている人たちに支障のないような運営ができるだけやっていきたいというよ

うな、私は、考え方で、今後、取り組んでいきたいというふうに思っております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5 番（金谷英志君） 一般廃棄物の中の事業系ごみについてはね、そういう運用でやっていただきたい。

佐用町には、そういう大企業、大量のね、産業廃棄物を出すような、そんな工場もないし、処理業者もないということですから、事業系についてはね、そういうふうな運用でやっていただきたいと思います。

次に、介護保険法の改正の影響について伺います。

改正介護保険法の実施から7カ月余りが経過しました。今回の一連の制度見直しは、生活援助の時間短縮をはじめとする新たな利用制限や、基幹的サービスの基本報酬の大幅な引き下げ、たん吸引など介護職員による医療行為容認など、利用者にとっても、事業所と、そこで働く職員にとっても大きな影響をもたらします。そこで伺います。

生活援助の見直しは、家屋状況など個別事情が考慮されていない平均値だが、本町の介護現場の状況を、どう把握しているか。

介護職員処遇改善交付金が介護報酬に組み込まれたが、この影響はどうか。

民医連が集約した改定実施前の法人の試算では、多くの事業所で数パーセントにのぼる収益減が予測されています。事業所経営への影響はどうか。

介護職員の医療行為が容認されたが、医師、看護師との連携など実態はどうなっているか、また、容認されたことによる課題はないか伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、質問2点目の介護保険法改正の影響についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目の、生活援助の見直しは、家屋状況など個別事情が考慮されていない平均値だが、本町の介護現場の状況を把握しているかとお尋ねでございますが、本町において、介護保険法改正に伴う生活援助の改定に関する訪問介護事業所は2箇所あり、いずれの事業所においても利用者の意向や状態像に従い、サービスの提供を行っております。利用者の意向については、議員が述べられた家屋状況や生活援助で使う機材によって、提供時間にも幾分かの違いがございますが、利用者の個々の状況に応じた適切なアセスメント、これは、客観的に評価することや、ケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスを提供すべきであることは従前どおりであります。

次に、二つ目の、介護職員処遇改善交付金が介護報酬に盛り込まれたが、この影響はどうかとお尋ねでございますが、介護職員処遇改善交付金は、国が介護職員の処遇改善に取り組む事業所に、平成23年度末までの間、介護報酬とは別に、国費10割負担として交付をされていたものであります。今回の介護保険法改正により、これまでの介護職員処遇改善交付金の内容を維持することで、介護報酬の中に加算として組み込むことができるようになっております。従いまして、介護事業所とそこで働く職員の処遇改善に直結する仕組みは継続維持されている状況であります。

次に、三つ目の、民医連が集約した改定実施前の法人の試算では、多くの事業所で数パーセントにのぼる収益減が予測されています。事業所経営への影響はどうかとお尋ねでございますが、今回の改正による時間区分の見直しや報酬改定等が行われ、各事業所は、その対応に苦慮されたと思いますが、佐用町の介護給付費の状況を見ますと、各事業所においても、若干の増減はあるかとは思いますが、全体的には伸びている状況であります。事業所経営の影響についての調査はいたしておりません。しかしながら、今回の介護報酬改定の基本は、賃金・物価の下落傾向、介護事業者の経営状況の改善傾向などを踏まえつつ、介護給付費の増加による保険料の上昇幅をできる限り抑制する必要があるとあり、また、一方では、介護職員の安定的な確保に向けての処遇改善を継続する必要があることを留意し実施されたものであることを申し上げておきたいと思えます。

次に、4点目の、介護職員の医療行為が容認をされたが、医師、看護師との連携など、実態はどうなっているか。また、容認されたことによる問題はないかとお尋ねでございますが、介護保険法改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員などにおいて、医療や看護との連携による安全確保が図られていることなどで、一定の条件の下で、たん吸引等の行為を実施することができるようになりました。たん吸引等について、業として行うには、兵庫県に、一定の登録要件を満たしている旨、登録申請を行うことが必要となり、その要件の中に、医療関係者との連携に関する要件があり、個々の対象者に応じた情報を共有され実施をされております。また、このことにより施設、在宅のどちらにおいても医療関係者との連携の下、安全に提供されているものと考えております。なお町内では、特養施設の4事業所から兵庫県に登録申請が提出をされている状況でございます。

以上、ご質問に対する、この場の答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） この介護保険法改正前の、その調査についてお伺いしたいんですけども、改正介護保険法は、地域包括ケアの実現を目指すために、市町村の第5期計画に、日常生活圏域のニーズ調査を実施し、地域の課題・ニーズを的確に把握。計画の内容として、認知症支援策、在宅医療、住まいの整備、生活支援を位置付けることを求めていたと。改正前に、こういう調査しなさいということなんですけれども、実態は、佐用町、こういう、第5期計画作る前に、こういうふうな調査は、どういうふうにしたんでしょうか。

〔町長「わかるか」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長、答弁願います。

健康福祉課長（森下 守君） ご存知のとおり第5期の介護計画につきましては、平成23年度に介護保険の運営審議会の下で、幾回か開催を重ねまして、それぞれ検討をさせていただいております。

先ほど出ておりました、例えば、生活介護の報酬の関係とか、こういう見直しについては、当然、ご存知のとおり国の報酬関係でございますので、その話は、当然、審議会の中では出てこないわけですけど、議員のおおせられているような地域のニーズに応えたサー

ビス事業所の関係とかね、そういった面につきましては、各地域の現在のニーズ等を、いろいろ考慮する中、第4期までの反省点も踏まえ、そして、第5期以降の事業所の計画はどういった形で進めていくか。そういったものを含めながら5期の計画を、総括的にまとめ上げたものが、現在、報告されている資料でございます。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） その調査する段階で、どのような踏み込んだ調査うかね、日常生活圏、ニーズ調査は、サンプル調査程度でね、行って、事業者とか、それから生活、介護、実際受けている方、それから介護職員なりの、そういう踏み込んだ詳しい調査までされていないんじゃないかと思うんですけど、サンプルで、ちょっと、その審議会の中で話を、意見が出るとか、そういう程度だったと思うんですけども、どうでしょうか。実態は、どうなったんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 議員の言われるとおりだと思います。

ですから、今回の介護報酬につきましても、もう、ご存知のとおり、国には、当然、介護保険の審議会もあります。それから、分科会もございます。で、その中で、分科会の委員さんが、それぞれ介護報酬のニーズは、直ぐに、当然、把握はできないと思います。ですから、それぞれ厚生労働省からの委託を受けております、当然、リサーチ会社等がございます。そういったことで、全国のそれぞれの現在の実情、介護保険施設の実情、そして、利用されている方の、いろんなニーズを踏まえながら、介護報酬等も、何年に一度か、こういうふうに改正されているかと思っております。

現在の、平成24年度から適用されております介護報酬につきましても、そういったニーズ等も踏まえながら、生活介護の見直し、そして、その後、時間等も、ある程度変更がありました。通所介護のね、時間帯のほうも、いくらか、今回は、変更があったと思っておりますけど、そういった、踏まえながら、今回の改正が行われたというふうに考えております。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） まあ、それを踏まえて改正されたいということで、7カ月ぐらい経って、4月からなされている、この改定が、制度としてなされたんですけども、その具体的に、その一つ一つお聞きしたいんですけども、訪問介護について、これまで1時間で括られてきた、ヘルパーの生活援助。掃除や洗濯、調理、買い物など、家事援助が45分とされたんですね。介護報酬も大幅に切り下げられ、45分未満では1,900円。45分以上でも2,350

円で打ち止め。

まあ、厚労省の、この返事としてはね、厚労省の、45分以内しかできないというのは誤解で、介護報酬の時間区分を変えただけで、今までどおりの時間サービスを提供できると、こういうふうに答弁、国会の中でも答弁しているんですけど、実態、佐用町としてね、こういう、その介護訪問の時間区分が、なって、こういうふうな声は、どういうふうに聞いておられるんですか。具体的には、どういうふうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） これは、9月にも一般質問の中で出まして、3月と4月の、それぞれ利用者の変更等もご報告を数字的にさせていただいたかと思えます。

その後、月も経ちまして、概ね、6カ月または、7カ月の、それぞれ、支払いの関係で、利用時間も分かってきて、約半年ですね、今回、経過をして参りました。

それで、事業所につきましても、町内は、先ほど、町長の答弁がありましたように、2事業所が該当しているわけなんですけど、その後におきましてもですね、特に、その利用者から、又は、事業者からも、特に、そういった不便とか、問題等の提起は、私のほうには、まだ、入っておらない状況でございます。

以上で、よろしいでしょうか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

5番（金谷英志君） まあ、そういうふうなことは、聞いてないということなんですけれども、まあ、3月、前回の議会の中では、そういうふうな、まだ、影響は出ていないということ、今回、12月になっても、そういうこと、まあ、変わらない。要望なりは聞いていないということなんですけれども、京都のヘルパー連絡会というところがね、実施された後、アンケートを実施しているんですね。これは、そのまま、それが、佐用町に当てはまるかということでは、必ずしもそうではないとは思いますが、京都ヘルパー連絡会が行ったことで、影響を聞いているんですけれども、時間短縮によるサービス利用者の影響と、短縮パターンの傾向を問うという設問事項があるんですけれども、その中で、会話時間が少なくなった。コミュニケーションの希薄化をもたらしていると。一見、単なる会話、おしゃべりに見えても、日常生活の会話の中に、利用者との関係づくり、利用者の生活の仕方、人柄、社会関係などを理解する鍵が潜んでいると。更に、孤立傾向の高い高齢者には、生活の内側に入っていくコミュニケーションは、心理的支えと生活意欲の回復に大きな効果があると。会話が減って、コミュニケーションを、なかなか、時間短縮によって取れなくなったという、これが、その介護職員の、このアンケートに対する答えなんです。そういう声も、ちょっと、やっぱり拾い上げてくれば、全くその、事業者の介護職員がね、今の影響はないという言葉じゃないと思うんですけれども、一覧表にして、表にして、こういう、どういった意見が多いのか、京都ですけれども、ヘルパー連絡会のアンケート調査なんかがあります。

佐用町として、もっと踏み込んだ、その調査、調査とは言いませんけども、ちょっと、その介護職員なりね、町がやっている事業者についても、ちょっと、もうちょっと積極的に、どうなっている。影響がないかというような調査するお考えはどのようにでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） それぞれのお宅に伺ってですね、そういう介護サービスをしていただいているヘルパーの方達、一人一人においては、いろんな、やっぱり、そういう気持ちも持っておられることはあるかと思えます。

ただ、これ、制度として、これ実施して、保険としてね、実施していかなきゃいけないので、制度の中で精一杯、皆さんが、努力していただいているものと思えますけども、どうしてもね、その中で支障があれば、そういう声も当然、挙げていかなきゃいけないし、また、挙がってくるものと思えますけれども。

まあ、ヘルパーの皆さんも、特に、例えば、社会福祉協議会なんかだったら、何人も、たくさんいらっしゃいます。そういう中でね、お互いの、また、意見交換や、そういう、その協議をする場もあろうかと思えます。それぞれの事業所の中にもあろうかと思えます。それで、また、事業所ごとの、同士のまた、そういう協議会、連絡会なんかも、意見交換する場もあるわけですから、そういう中でね、やっぱり、そういう現場の思いとか意見とか、そういうことは、この改定だけではなくってね、常に、いろんな面で、また、お互い出し合って、介護サービスの充実に努めていく必要があるかと思えますので、これだけをね、取り上げて、アンケートをしたり、調査をするというようなことは、町としては、考えておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、3分になりました。お願いします。

5番（金谷英志君） その事業者やね、利用者の声を、しっかり、その協議会の中でも、きっちりね、汲み上げていくようにしていただきたいと思うんですけども、介護報酬について、その、同アンケートの中で、今回の介護報酬の改定で、ヘルパーの給与はどのように変わったかということも、事業所の経営も含めて聞いているんですけど、賃金が上がったが0パーセント。賃金が下がったが55パーセント。変化がないが39パーセント。移動手段が削られた1.7パーセント。その他18.6パーセント。こういうふうな、介護報酬の影響で、介護実際している事業者、介護労働者に対して、こういうふうなことが出ているんですけども、それもあって、それから、サービス残業みたいなね、減らされた分を、やっぱりサービスしようと思えば、サービス残業みたいなこともあると。

この、報酬が下がった。ひいては、その事業所の経営にも影響があると思うんです。こういう声は、どうでしょう。聞いておられますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

健康福祉課長（森下 守君） 今回の改正は、平均で、施設と在宅含めて、国の発表では 1.2 パーセントというような形で出ておるかと思えます。

それで、特に今回の質問でもありましたけど、改善の交付金との絡みで、これは取り方によって、交付金がなくなることがあるので、逆にマイナスではないかというようなことも言われている情報もあります。

しかしながら、今回の介護のこの交付金の関係は、改善の交付金の関係は、従来、交付金を申請の下で指定を受けてもらっている交付金につきましては、今回、そのまま継続して申請をすれば加算に対応すると。加算として認められるというふうな制度でございます。まるで新たに何かをせなあかんということないんで、継続して実際にはできるということなんで、それを組み入れた形で、町内の事業所のほうも、継続して手続きをされておられますので、そういったことで、従来どおりの交付金も含めた収入金と言いますか、介護報酬のほうは保たれているのではないかなというふうには思います。

ただ、その全体ですね、経営状況の給与面とか、時間的な単価につきましては、私も、まだね、ちょっと事業所の調査はしておりませんので、実態は、ちょっと不明でございますので、ご了解願いたいと思います。

5 番（金谷英志君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） 以上で、金谷英志君の発言は、終わりました。

ここで昼食のため暫時休憩したいと思います。再開は午後 1 時 20 分といたします。

午後 0 0 時 0 3 分 休憩

午後 0 1 時 2 0 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開します。

石黒議員より、体調不良のため、午後、欠席という届けをいただいています。

休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

続いて、7 番、井上洋文君の発言を許可いたします。

〔7 番 井上洋文君 登壇〕

7 番（井上洋文君） 最初にちょっと、訂正がございますので、お願いいたします。

いじめ問題に対しまして、④のですね、後のほうで、自発的な取り組みについて、その次が⑤番になります。そして、⑤、⑥、⑦が、⑥、⑦、⑧になりますので、よろしく願いいたします。分かりました。

それでは、こんにちは。7 番、公明党の井上洋文です。

私は、今回、いじめに対する対策、悪徳商法に対する取り組み、そして、認知症対策について、当局の取り組みについてお伺いいたします。

それでは第 1 点目のいじめ対策について、お伺いいたします。

大津市で、いじめを受けた中学生が飛び降り自殺し、社会的に問題になっている時、赤穂市で、中学生が小学生を暴行している様子をインターネットに投稿されるという事件や、川西市において、自殺をした高校の生徒が、その後の調べで複数の同級生からいじめを受けていたという事案が発生いたしました。今いじめは、大きな社会問題として関心が高ま

っております。11月23日の神戸新聞に、いじめ、半年で14万件を超える。昨年度の2倍。命を脅かす278件との記事が出ておりました。多くの学校関係者の皆さんは、一生懸命、いじめをどうすれば防ぐ事が出来るか取り組んでおられるが、現実的には減ってはいません。真に問うべきは、関係者がいじめに真正面から対処したかという点であります。文部科学省は、10月、これまで個別の教育課題として学校に任せてきたいじめ問題を、国が主体的に関与して、積極的な役割を果たすべく、体制を強化する旨の総合的ないじめ対策を発表いたしました。県も様々な対策の手を打っておりますが、直接的にいじめ問題を抱える現場の対応が重要になってくると思います。いじめは、いじめる側が100パーセント悪いとの認識で、早期に芽を摘み、事態を回避すべきと思います。そこで、次の点についてお伺いいたします。

①、教職員用いじめ早期発見対応マニュアルは作成しておられるか。

②、学校現場において、いじめる側が100パーセント悪いとの教育はされておられるか。

③、教職員の事務作業を削減し、触れ合う時間の確保についての取り組みはどのようにされておられるか。

④、いじめに対する子供たちの自発的な取り組みについて。

⑤、学校における人権教育、道徳教育はどの様にされておられるか。

⑥、いじめに対して、人権問題の相談に応じて解決に導く、人権擁護委員との連携については、どのようにされておられるか。

⑦、教育委員会には隠蔽体質があり、いじめ問題を深刻にしているという報道はどう思われるか。

以上でございます。

議長（西岡 正君） ⑧、⑧。

7番（井上洋文君） ⑧番、すいません。第3者委員会の設置を提案いたします。

以上でございます。

議長（西岡 正君） それでは、教育長、答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

それでは、井上議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の、教職員用いじめ早期発見対応マニュアルは、作成されておられるかとのご質問ですが、現在のところ作成はしておりませんが、県教育委員会通知により、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であることを十分認識して、早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくりに努めるよう努力しております。

各学校においては、児童生徒に対して生活アンケート、いじめに関するアンケート等を定期的実施し、また、日頃から、生徒の行動を観察したり、生活ノートなどから細かな児童生徒の変化を見逃さず、早期発見に努めておるところでございます。また、国立教育政策研究所が出版しております校内研修ツールや、兵庫県教育委員会が作成しております、教職員用いじめ早期発見・対応マニュアルを活用するなどして教職員の研修も指導しているところでございます。

次に二つ目の、学校現場において、いじめる側が100パーセント悪いとの教育はされているかのご質問ですが、強い・弱い等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・

形式的に深刻さを判断することがないよう、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが原則であることという点を指導しているところです。いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校として、当然の責務と考えています。同時に、いじめの子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは、絶対に許されない行為であること。また、恥ずべき行為であることを認識させる必要があると考えています。

次に3点目の、教職員の事務作業を削減し、触れ合う時間の確保についての取り組みはどうかとされているかとの質問でございますが、このことについては、兵庫県教育委員会も、平成24年度、重点施策として位置づけており、佐用町教育委員会といたしましても、勤務時間の適正化を重要課題として取り組んでいるところです。佐用町業務改善推進委員会を年3回程度開催し、取り組みの現状を話し合い、成果と課題を明確にして改善策を協議しております。各学校においても、校内推進委員会を設置して取り組むよう指導しております。また、県教育委員会の指導に従い、推進の中心校として中学校1校、小学校1校を指定し、更に連携校をつくり、連携した取り組みができるよう取り組んでいるところでございます。具体的には、ノー会議デー、ノー残業デー、ノー部活デーの設定、行事・会議の精選・縮減、事務のIT化に取り組んでいるところです。

次に四つ目の、いじめに対する子ども達の自発的な取り組みについてのご質問でございますが、人権ポスターや人権作文等に応募すること。今後も、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めて参ります。また、特に、いじめは人間として絶対に許されないとの強い認識が持てるよう、道徳や学級活動の時間にいじめにかかる問題を取り上げて指導を繰り返しているところです。このような取り組みを続けて、児童生徒の自発的な行動が見えるような意識の高揚に努めたいと考えております。

次に5点目の、学校における人権教育、道徳教育はどのようにされておるかのご質問でございますが、人権教育、道徳教育とも、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて道徳性や人権感覚の高揚に努めております。学習指導要領を踏まえ、各教科等の特質に応じた全体計画を作成し、人権・道徳関係資料を効果的に活用し、発達段階を考慮して授業や体験活動の中で指導しており、命や人権を大切にする心を育てているところです。また、兵庫県版道徳教育副読本を家庭でも活用し、家庭との連携を図っております。

次に、6点目の、いじめに対して、人権問題の相談に応じて解決に導く、人権擁護委員との連携について、どのようにされておるかのご質問ですが、いじめ問題が発生した際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応すること。また、学校のみで解決することに固執してはならないことを指導しており、保護者及び教育委員会、社会教育関係機関等と連携をとるようにしているところでございます。

次に7点目の、教育委員会は隠蔽体質があり、いじめ問題を深刻にしているという報道を、どう思われるかとの質問でございますが、いじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないとの認識の上で、対応を進めております。

次に8点目の、第3者委員会の設置を提案しますとのご意見でございますが、いじめなどの問題行動に対しましては、学校、スクールカウンセラーや教育委員会だけでなく、必要に応じて青少年育成センターや子育て支援センター等の関係機関や県教育委員会の学校支援チーム等と連携を密にして対応をしております。問題行動の必要性に応じて、連携する機関等を広げておりますので、現在のところ、委員会の設置につきましては、具体的には考えておりません。

町教育委員会では、日頃からいじめ等の問題行動につきましても、実態把握に努めてお

り、毎月の問題行動の報告とは別に、事故、ケガ等についての報告をするよう指導しております。各学校におきましては、定期的は無記名のアンケートを実施するなどして、その実態把握に努めているようにしているところです。また、いじめが発生した場合は、教職員の間で共通理解を図り、組織的に対応し、保護者や教育委員会、関係機関等と連携して解決するよう指導しております。各学校におきましては、日々の学校生活の中で早期発見・早期対応、いじめを許さない学級づくり、学校づくりに努めております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 私、この18年と19年の2回、質問させていただきまして、その後の取り組みを踏まえて、どのようになっているかということをお聞きしたいと。それを重点にして、お聞きしたいと思います。

兵庫県の教育長通知で、いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識を持つことが必要ですとの通知が、教育委員会のほうに来ていると思うんですけども、その、いじめがあるとか、ないとかということじゃなしに、いじめというのは、どの学校でも起こり得るという認識のもとにですね、現在、こういういじめがあるということでお聞きをするんじゃなしに、いじめを防止のためにですね、どのような学校でも起こり得るということに対して質問させていただきたいと思います。

1点目のマニュアルの件につきましては、この県の教育長がですね、市町教育委員会に教職員用対応マニュアルの活用ということで、県会のほうで答弁されておるんですけども、そこらを踏まえて、この町の教育委員会としては、このマニュアル作るということはないんですかね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 先ほど申しましたように、町の教育委員会としては、作成しておりませんが、先ほど申しました文部科学省のツール、それから、県教育委員会の教職員用のいじめ対応マニュアル。これを基本にですね、各学校で、更に具体的なことがあればですね、協議検討しながら進めているというのが現状でございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） それと、3点目のですね、教職員の事務作業削減ということで、いろいろ取り組みはしておられるということの答弁ありましたけれども、やはり、時間不足ということが、一番の問題ではないかと思うんです。

この、ここに統計が出ているんですけども、いじめ事案への対応に不十分な条件としては、やはり時間の問題。それと保護者との信頼関係、人手の問題、組織的対応の問題、

教師としての経験というようなことが載っておるんですけど、その中で、やはり時間的な、この不足ということに対して、職員の間からですね、言われているんですけども、だいたい、小学校から高校の現役教師の約7割が、いじめへの対応に時間が足りない。このように言われているわけなんですけれどもね。

それで、前の時にも質問させていただきましたけれども、これは、パソコン等が普及しまして、やはり、守秘義務等があるんですね、学校で事務作業をやらなかったら駄目だと。家にパソコンを持って帰るというようなことはできないというような答弁ございましたけれども、そこらの対応については、どんなんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） いじめが発生したと。それを認知したと。これは、時間を延ばすわけにはいきません。ですから、例えば、学校現場であれば、私も、そういう経験ありますけれども、中学校であれば、部活動を打ち切ってでも、教職員が、全員が、その状況の共通認識、そして、どういう手順で子どもに係わるか。そして、親との係わり。また、関係機関との係わり。そういうものを、まず、早期に計画を立てて、その共通理解の下に、学校長が中心となって対応していくと。こういうことをしております。

で、じゃ、ほんなら、子ども達が、部活動、全然できていないじゃないかということになります。これは、人の命、また、いじめを早期に解決するということがメインですので、どうしても、その活動が休止せざるを得ない。100パーセント休止するのか、いや、そうじゃなくって、一部、共通理解を図った上で、先生が、十分ではありませんけれども、各部を見て回ってというような、全体的な教師の動きによって、それはカバーしていくということになります。

で、もう一つは、時間的なことで、パソコンが入りました。で、非常に継続的な仕事と言いますか、きっちり、毎年、同じような調査とか、また、事務的なこと、これは、非常に楽になりました。

しかしながら、佐用町には、200人ほどの教職員、臨時講師も含めてですけれども、おりますけれども、全て、パソコンを使用するのに秀でた者ばかりではありません。そういう中で、どうしても機械を使うことによって時間が掛かる職員も中にはおります。そういう職員には、秀でた者が指導しながら、また、代わって、パソコンに入力するとか、そういう、学校、それぞれの中でですね、役割をしながら進めております。

で、学校のパソコンについては、公的な物ですので、そして、自宅に原則持って帰れないということでもあります。どうしても学校でやらなければならないことが多くなるのは、これも、事実でございます。

しかし、それは、それぞれの、放課後とか、また、空き時間とか、そういうことに努めてですね、やらなければならない。そういうことになりますと、先ほど、議員おっしゃいましたように、子どもとの触れあう時間が少なくなると。こういうマイナス面が出て来ます。

しかし、子どもと接することが、教員には、一番の大事なことでございます。例え、5分でも10分でもですね、そういう時間を見つけて、また、作って、今、学校現場では、一生懸命努めてくれておるといのが実態でございます。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 具体的にパソコンという話をさせていただいたんですけども、これ相対的にですね、教育委員会からの調査依頼や会議が増えたというのが、この、いじめに対しての時間不足の中で、特に言われておるんですけども、そこらは、この佐用町の教育委員会として、依頼する、そういうものが、調査依頼なんかについて、報告するようなものですね、以前と比べて増えているというような、その傾向は、どんなんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 佐用町の教育委員会から調査というのは、本当にもう、少ないです。これは。地教委独自で調査するというのは、本当に少のうございます。

ここ増えているのは、増えたというのは、新たに調査しているのは、教育基本計画を作りました。その中で、私達は、年に1回、定期的に学校視察、学校訪問を、教育委員会訪問をしております。そういう中で、管理職や教職員から聞き取り調査をする。そういうことと共に、今日も、午前中に質問がありましたけれども、教育委員会評価、これに係わってですね、調査をすると。これが大きなものだと思っております。

あと、問題行動やとか、いじめの問題、そして、道徳教育が重要視されておまして、道徳の資料の活用をどうしているかとか、いろんな調査がありますけれども、これは全て、県の教育委員会、文科省の指示によって調査をしているものでございます。

なお、そういうことの、できるだけ学校に負担をかけないということで、県教委から調査が来たものも、教育委員会、地教委で判断して、回答できるものについては、極力、そのように努めているところでございます。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） この4点目のですね、いじめに対する子ども達の自発的な取り組みということで、先ほども答弁ありましたが、この児童生徒のですね、目線と観点で、考えていくという、この児童生徒からですね、そういうふうな盛り上がりというんですか、そういう、いじめに対してのですね、こういうふうなことやったらどうかというようなことを引き出すような、そういうふうなことに対しての取り組みというのは、どんなんですかね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 一つ事例を申し上げますと、ここ、4中学校あるんですけども、3校が、今、文化祭という行事をしております。

その中には、人権作文の発表だとか、それから、歌とかね、いろんなことするんですけ

れども、劇をしております、その中に、いじめを主題にしたような劇をしたりですね、そういうことも進めておりますし、その人権作文、作文発表の中には、いじめをなくそうというような、自分、自らの体験を語ったりですね、しているところもございます。

まあ、小学校につきましては、低学年、中学年、高学年含めて、特別活動なんかですね、買い物の模擬をしたりですね、しているんですけれども、そういう中で、人と人との接し方とか、そういうことで、友達を大事にするとか、人を大事にするとか、例えば、手を貸さなければならない場合には、そういう行動に移すとか、そういうことを実体験をしておるところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 児童・生徒の目線で、この児童・生徒の、そういう生徒力というんですかね、そういうもの発揮できるようにされているという、文化祭等ですね、されているということに対しては、いい方向性やないかと思うです。

それとですね、学校における人権教育、道徳教育について答弁ありましたけれども、それと、それから、その下ですね、人権擁護委員との連携等についてですね、これは、いじめというのは、人権問題だと思えるんですね。そういうようなんで、この人権擁護委員との、その連携について、定期的にやっておられるというようなことは、ないんですかね。そこらを、お聞きしたいんですけれども。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 現在のところはですね、そういう組織的な部分で、学校の代表と人権擁護委員の方と協議をすとか、そういう具体的なことは、今のところは持っておりません。

で、最近、ミニレターというんか、SOSですね、龍野人権擁護委員のほうから、これは全国的にしているわけですけども、これは、各子ども達にですね、手紙を配布し、手紙いうんか、提出する用紙を配布して、自分が、困っていることとか、そういうことを、人権擁護委員会のほうに、直接送ると。そういうシステム。これ、もう、4、5年あると思うんですけども、そのことの報告ですね、佐用から、そういうレターが何通届きましたと。この中では、具体的に、どういうものがあるかとは教えていただけないんですけども、しかし、命に係わることとかいうようなことは、今までなかったと、報告を受けております。

なお、そのことについては、人権擁護委員会の方から、直接、本人に電話なり、訪問なりして、話を聞くとか、報告をすとかいうことで、対処をされておると、そのようにお聞きしております。

まあ、幸いにして、今、そういう重大な手紙が行っておるということは、聞いておりません。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 地元での人権擁護委員との連携等については、されているということはないわけですね。

〔教育長「そうそう」と呼ぶ〕

7番（井上洋文君） 分かりました。

その7点目のですね、教育委員会に、この隠ぺい体質がありというような報道があるんですけども、ここらのことについて、どんなんですかね、この文部科学省がですね、いじめの未然防止や、早期発見ができたり、問題を隠さず、適切に対応できたりした教員や学校をプラス評価するよう、都道府県教育委員会などに通知したことを明らかにしたということが新聞報道にあったんですけども、この教員の勤務評定につながるということなんですけれども、そこらは、どんなんですか。取り組みとしては。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） その隠ぺい体質というのが、どういう所で線引きをするのか、非常にこう、難しい部分があります。

例えば、個人情報に係わることを言ったら、公開しておると言われるのか。具体的な個人情報を出さなかったら隠ぺいしていると言われるのか、このへんが、ちょっと、私にも、もう一つ理解ができないところなんですけれども、学校に、この間、8月、9月ですね、8月の文科省からの、いじめの調査につきましては、件数で学校を評価しませんということを、はっきり、私は、申しました。事実を、はっきり、この数に挙げてくださいと。その中で、佐用町の実態、各学校の実態を、しっかりと受け止めて、教育委員会、学校と、しっかりと連携しながら、この解決に当たりたいと。そういう意思を、何回も学校長に言いました。

また、佐用郡の幼・保・小・中・高等学校の生徒指導連絡協議会がありますけれども、その中でも、小学校、中学校については、8月、アンケートを取ったけれども、多い、少ないで、学校を評価しませんと、そういう。

と、言いますのは、いじめの問題も、学校で起きて、地域で起きて、全て、学校が原因とは言えない部分が、たくさんあるということなんです。学校を擁護するんでも、何でもありません。不登校の問題もそうですけれども、これと言って、確信を持って、原因を究明することが、非常に難しい部分がございます。そういうことで隠ぺい体質については、私が、教育委員会にお世話になってからは、できるだけ、定例教育委員会、また、学校、校長の中でもですね、できるだけ具体的に、事実を話をしながら、事に当たると、そういう気持ちでやっております。

もし、いろんなことがありましたら、ご指摘いただいたらと思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君）           そこなんですよね。

大津市のいじめの問題でもそうなんですけれども、教育委員会としてはですね、このいじめに対しては、どう言ったらええんですかな、ここに載ってますよ。大津市の問題を受けて、学校や教員の評価制度は、いじめを隠ぺいしようという風潮を生んでいるなどと指摘する声がある。そんな大げさなことはできないと。ここが、必要じゃないかと思う。

と言うとね、事実は、もっと単純で、学校側は、日頃、いじめの実態を、重く受け止めていなかったと。ここやないかと思うわけですよ。

ですから、今、教育長言われたように、そこらが、一番、やっぱりいじめに対しての、このね、取り組みというのが、教育委員会としては、甘いんじゃないかと思います。

ですから、その典型的な例が、本人に確認したら、いじめを否定した。喧嘩だと判断したなどという学校側の発言だと。そやから、隠ぺいというようなね、大それたものじゃなしに、その簡単な事情をですね、事案を、教育委員会が、もっと真剣にですね、取り組んでいなかったということを指摘されておるんですけれども、そこらの教育長としての考えは、どうなんですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君）           はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君）           私も一つ、学校現場における時にですね、ある子どもを、1対1で喧嘩をしたと。その報告は受けました。

で、子どもは、2人の子どもは、一過性の喧嘩やとっておりました。しかし、1日、2日経ちますと、そうではないと。周りに傍観者もいたと。これは、1対多数だろうと。こういうことですね。

で、これは、やっぱり子どもから一番最初、聞き取りする時に、子どもの言ったことを、どうしても先生は、信用するんです。信用するんです。

いいか悪いかは、別にして、素直に、そのことを聞き入れるんですね。先生方。

この次が問題なんです。本当にそうだろうかという疑問を持つこと。このことが、非常に大事なことなんです。

で、私達、教育を携わる者は、わりと、あほ正直と言われるぐらい、正直に受け取る部分が、たくさんあります。

しかし、一方、先ほど申しましたように、疑問を持つ。このことによって、次のステップが開かれると。そのように考えております。

ですから、報告を受けても、教育委員会としては、こうではなかったか。ああではなかったかと。こんなことなかったかとか。そういう質問は、ドンドン、させていただきます。そのことによって、次、学校で、また、協議、検討して、子ども達、また、教職員としてしなければならないことを、具体的に決めてもらっておると、そういうことでございます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君）           はい、井上議員。

7番（井上洋文君）           まあ、些細な行為が、ほとんど、自殺された方についてもですね、些細な行為がほとんどということで、今、教育長、答弁していただいたんですけれども、そういう些細なことに対しての、やはり取り組みというのが、この大きな事故を起こす、

防ぐですね、前提になるのではないかと思いますので、その点、一つ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この第3者委員会の設置、第3者機関の設置ということで、18年ですかね、一般質問で、質問させていただきましたら、教育長が、それは検討しますということで、やるような答弁だったんですけども、19年度の質問についてはですね、県等が、そういう対策しているんで、そこへ、いろいろとご指導受けてというような、格好で、この本町においては、設置をしていくという、その答弁なかったんですけども、先ほどから、まあ、いろいろとお聞きしましてもですね、また、対策について、いろいろお聞きしましても、やはり、この教育委員会、また、学校との関連のですね、内輪向きの、そういう対策ではないかと思うんですけども、そこらについて、この対策としまして、第3者委員会というのは、これは、赤穂市のようにですね、起きてしまった事案についてのね、第3者委員会という県の、この識者ですかね、学者とかですね、そういう大学の教授等を入れて、第3者委員会というのは、発足されておるわけですけども、そうじゃなしに、やはり、外部の方がですね、ここに参加していくということに対して、ただ、教育委員会、内輪の、その取り組みと違ってですね、外から見た目というのをですね、また、認識していただきたいということで、特に、保護者や弁護士や警察のOB等がですね、そういう教育関係のOBとか、そういう方も含めた、大それた、第3者委員会が、何をせなあかんとということを指摘するということやなしに、一緒になって、解決していくというようなね、そういう委員会を作られたらどうかということの提案をさせていただいておるわけで、先ほど言いましたようなね、権限のある、権限ないというたらあれですけど、権限のある、あまりに、その、この教育委員会を縛ってしまうというような、学校の、その行動を縛るというような、その委員会ではなしに、その外部の目から見た、この、いじめ等に対しての取り組みということを、提案しよるわけなんですけれども、そこらは、どんなんですかね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひます。

教育長（勝山 剛君） 先ほど、議員のほうから、学校と教育委員会、内輪のというような話が出ましたけれども、一義的には、私は、教育を携わる学校と教育委員会、これが、やっぱり中心になって、事の解決に取り組まなあかんと、そういう強い思いを持っているところです。

なお、県のサポートチームと言ひますのは、県の警察官のOBの方も入っておられますので、先ほど申しました、生徒指導連絡協議会、年間3回、評議員会といて、各学校から校長、担当者、集まるんですけども、その中には、必ず来ていただいて、そういう警察OBの方のお話も聞いたりですね、また、各学校へも足を運んでいただけますので、具体的な事例を持った協議検討にも、アドバイスをいただくと、そういう方もおられます。

まあ、議員おっしゃいますように、弁護士とか、いろんな方々もおられますが、県教委のほうには、弁護士というんか、いろんなトラブルの中でですね、弁護士にご指導を受けると、そういうシステムもあります。

今後は、赤穂にも、そういう特別委員会、持たれましたので、参考にしながらですね、より良い方向に向けて、努力していきたいと思ひております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） ここに載せてないんですけども、前の時に、教育長が答弁されました、インターネット、メール等によるですね、誹謗中傷等についても、事案があるということだったんですけど、その後、こういうインターネット社会になっているんですけども、そこらの取り組みについては、また、実態としては、どういふようなんですかね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 最近、ここ1年、2年ほどは、具体的なインターネットでの、そういう中傷、誹謗、そういうことは、報告を受けておりません。

で、各学校においては、インターネット、携帯電話ですね、とか、それから、インターネットの、いろんな所へ繋がっていきますので、また、薬物も含めてですけども、そういう親、また、子ども向けに講演会等を開いたりして、できるだけ、そういうことの未然防止に努めているところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 前に、ちょっとお聞きしたんですけども、学校にですね、携帯電話を、どんなんですか、規制されて、持ち込みは禁止というようにされているということだったんですかね。

それと、使用料の制限とか、フィルターの設定とか、よく新聞等に出ておるんですけども、そこらの件について、父兄等についてのお話というのは、されているわけですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほど言いましたように、そういう講演会とかですね、そういうことについて、そういう、そのフィルターをかけるとか、そういうことをやっている。

それから、佐用町の中ですね、携帯電話を販売されているような業者さん、今、青少年育成センターの職員が、足を運んでですね、子ども達に販売する場合には、フィルターをかけてください。とか、そういうことも、要請をしているところです。はい。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） わかりました。まあ、縷々、答弁いただきまして、ありがとうございました。

で、この中で、明治大学の青山さんという教授が言われておるんは、このいじめの問題

等について、子ども達や学校、そして、関係者の努力だけで解決できるわけではなく、大人社会を改善しないと根本的な解決はないと。このように言われてますし、子どもは、大人の社会を映す鏡だと思ったほうがいいというように言われてますし、また、問題は、いじめだけではなく、子ども達の悩みはたくさんあると。学力も低下している。教員数を抜本的に増やして、各クラス、複数教員を実現する努力をしない限り、いろんな問題は解決しないということで、いじめだけを取り上げさせていただいたんですけれども、いろんな問題が、学校では起きているんじゃないかと思うんで、一つ大変な時代ですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。この点につきましては、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、第2点目の質問に移らせていただきます。

悪徳商法に対する全町的な取り組みについてお伺ひいたします。

年々、巧妙化しているオレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺などの振り込め詐欺。オレオレ詐欺の被害者は60歳代以上の高齢者が9割を占めていますが、架空請求詐欺は、30歳代以下が4割近くに上るなど、全世代で被害を受けています。今後、更に、多岐にわたる詐欺手口が増えると予想されますが、本町として、既に、広報等で注意を促す啓発を発信されておりますが、更に、もう一步踏み込んだ具体的な被害防止対策が必要と思われまふ。そこで本町における実態と取り組みについてお伺ひいたします。

- ①、実態の掌握は。
- ②、学校における消費者教育の推進は、どのように取り組まれておられるか。
- ③、地域における消費者教育の推進は、どのように取り組まれておられるか。
- ④、事業者による消費者教育の支援は、どのように取り組まれておられるか。
- ⑤、情報の収集と対応は、どのように取り組まれておられますか。

以上でございます。

議長（西岡 正君）                      それでは、答弁願ひます。はい、町長。お願ひします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                      それでは、井上議員からのご質問であります。

悪徳商法に対する全町的な取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、オレオレ詐欺や医療費の還付金詐欺など、いわゆる振込詐欺に関することではございますが、本年夏に町内でも4件発生をいたしております。

町内で発生した事案は、まず、役場の医療保険係を名乗り、医療費の還付金が発生したので、今日中に金融機関のATMまで行き、携帯電話で、所定のフリーダイヤルの電話番号に連絡を取れば手続きをしますとの誘導で、最初の被害者は85万円を騙し取られておられます。この方は、自宅に帰られた後、不審に思い警察に届け出られ、直ちに佐用警察署が振り込んだ相手口座の凍結をかけましたが、既に、引き出されて残金がない状態ではございました。

2人目の詐欺にあわれた方は、70歳を過ぎた女性でございますが、同じ手口で、マックスバリューのATMで、99万8,000円の被害にあわれましたが、不審に思い役場に確認の電話を入れられ、消費生活相談の担当者が自宅を直ぐに訪問し、直ちに銀行ストップをかけたことにより、全額が返金をされました。

3件目は、8月15日付けの新聞各紙で報道されましたように、上月郵便局職員の機転により未遂に終わり、窓口職員に警察より感謝状が贈られております。

4人目は、年齢が若い方だったので、主人の社会保険扶養者であることから、医療費の

還付は会社を通じてしか行われなことを知っておられたので、実際には被害にはあわず、消費生活センターに、そういう電話があり、通報をしていただいたところでございます。

佐用町でもこのような状態でしたが、本年 11 月に入り、加古川、神戸と同様の詐欺事件が多発いたしましたので、11 月 26 日に兵庫県警は、県下警察署を集めた特殊詐欺緊急対策会議を招集、開催されております。

本町では、このような事案が発生をいたしますと佐用警察署と連携をとり、直ちに防災行政無線放送で注意喚起の放送を繰り返し、合わせて、佐用チャンネルを使った啓発活動を行ってきております。

このほか、不況や低金利時代を反映して、社債や未公開株などの投資詐欺事件も続発している状況ですが、本町では、国における消費者行政活性化基金として全額国庫補助を受け、2 年前の平成 22 年 12 月に佐用町消費生活センターを開設し、専任の相談員を配置をしているところでございます。この消費生活センターの役割として、消費者問題の啓発普及にも力を入れ、学校では、特に携帯電話やインターネット利用をし始める中学生を対象とした講演会を順次、開催をいたしております。

また、在宅で留守番などの機会の多い高齢者を対象として、社会福祉協議会の開催する健康づくり・生きがい教室の講演活動、民生児童委員及び民生協力員合同会議での啓発、また、地区ごとで開催されております高齢者教室などでも啓発活動を行っております。

このほか、一昨年から毎年 12 月には、消費生活に関する啓発カレンダーを作成し、本年度も 12 月広報に合わせて、全戸配布を行ったところでございます。

ただ、井上議員のご質問でございます、事業者への教育支援につきましては、なかなか難しく、むしろ、それぞれの業種ごとの上部団体や、所属される協会などから発信される情報に注意をしていただくことになるかと考えております。

消費者問題に関する情報の収集につきましては、まず、ことあれば消費生活センターに連絡していただくことが一番と考えておりますが、予防措置として、地域へ不審な業者が入れば、自治会役員や民生児童委員の皆さんなど、地域での連携が求められておりますので、関係機関との連携をより深めていきたと考えております。

最後に、消費者教育推進地域協議会の設置をご提案をいただいておりますが、これは本年 8 月 10 日に国会で成立をした消費者教育推進法に基づき、国及び地方公共団体及び学校などにおいて、消費者教育を体系的に実施し、消費者の権利を守ろうとするもので、将来的には、設置をしなければならない協議会であると考えておりますが、法案が制定されたばかりでございますので、県や近隣市町の動向も見ながら、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

最後のご質問は、ご質問の最後になかったかと思っておりますけれども、通告にはございましたので、答弁をさせていただきました。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 今、町長のほうから答弁がありました。

これは、私、今回成立した消費者教育推進法を基にして、ずっと見させていただきまして、そのポイントとしての、学校における消費者教育の推進と、それから、地域における消費者教育の推進。そして、事業者及び事業者団体による消費者教育の支援と、それから、情報の収集等について、また、消費者教育推進地域協議会の設置等についての質問をさせ

ていただいたということなんで、まだ、これからの検討事項ということでございますので、それは、町長の答弁で結構でございます。

それと、この悪徳商法に対してですね、特にまあ、私も、大学生が、この架空請求について振り込んだということで、佐用警察にも行かせていただいたり、また、金鉱山ですかね、これの、九州のほうの鉱山の債券を買わないかというようなことがありまして、警察がですね、張り込んでくれたんですけども、それは、実際、来なかったというような事例がありましたので、質問させていただきました。

特にまあ、高齢者の方の所に、こういう問題が起きとんですけども、成年後見人制度というのがあって、私も、再三質問させていただいたんですけども、その後見人制度ですね、これが、なかなか、この町内におきましても普及がされていないということなんですけれども、本町での、その普及啓発に対して、どのように取り組まれているか、そこらの普及ができない、その問題点等についてですね、どういうところが、ひとつ問題になっているんかということ、ひとつお聞きしたいんですけども。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。後、6分しかありませんが。

〔町長「成年後見人制度」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ちょっと、ここ入ってないんですが。

〔町長「成年後見人制度、どれぐらいの実態になっているか、わからない」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） ほな、健康福祉課長ですか。

健康福祉課長（森下 守君） ちょっと、資料的には持って上がってなくて申し訳ないんですけど、後見人制度につきましては、例えば、高齢者団体。高年クラブですね、高年クラブの、そういう会合にも、こういう制度があるということ、当然、周知をしておりますし、それから、一番の大きなのは、障害施設とかですね、高齢者の施設ですね。特養とかいうところで、やっぱり後、子どもさんとか、そういう方がいらっしゃる方に対しての後見人というのは、非常にこう、佐用町も含めて、全国的に問題になっておろうかと思いません。

ですから、今の啓蒙としましては、高年クラブとか、そういう関係施設でのPRに止まっているのではないかというふうに思っています。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） まあ、この点も、よろしく願います。

それでは、第3点目としまして、高齢化社会、増える認知症対策についてお伺いいたします。

高齢化が加速する中で認知症が急増しております。認知症の高齢者は、全国で200万人を超え、2030年には354万人に増大することが予想されております。本町においても認知症高齢者の増加は深刻な問題になっております。しかし、認知症は早期に治療すれば改善の可能性が高いとされることから、早い段階から係わることで、病状の悪化を予防し、

長期入院を防ぐこともできます。本町としての取り組みをお伺いいたします。

- ①、認知症に係わる人材の確保は。
  - ②、受け入れ施設の整備は。
  - ③、認知症疾患医療センターとの連携は。
- 以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。5分しかありませんので。申し訳ないですが。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、最後の、高齢化社会に増える認知症対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初の、認知症に係わる人材の確保はとのお尋ねでございますが、認知症連携担当者の配置はいたしておりませんが、地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等が対応いたしております。

また、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での見守りや支援体制をめざして、町社会福祉協議会と連携し、認知症サポーター、キャラバン・メイトの養成を進めております。

認知症サポーターとは、認知症について正しく知識を持ち、地域で認知症の方や家族に暖かい声をかけ、簡単な手助けや見守りなど、自分にできる範囲で活動していただいているボランティアの方でございます。

また、キャラバン・メイトとは、正しい知識と具体的な対処方法を認知症サポーターに伝える講師役で、一定の研修を受講した町社協職員、包括支援センター職員、介護相談員などの方でございます。

また、専門医による、もの忘れ相談事業により、早期発見・早期診断、進行や重度化の防止に努めております。

次に、2番目の、受け入れ施設の整備についてのお尋ねでございますが、今後、増加が見込まれる認知症高齢者や中重度者が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できる地域密着型サービスがあり、町内には、認知症対応型通所介護サービス事業所が1カ所、小規模多機能型居宅介護サービス事業所4カ所、認知症対応型共同生活介護サービス事業所1カ所があります。第5期計画期間中においても、小規模多機能型居宅介護サービス事業所の整備を1カ所予定をしております。

小規模多機能型居宅介護サービス事業所は、24時間の対応が可能であり、訪問・通所・宿泊など利用者の特徴・ニーズに合わせたサービス形態を選択することが可能でございます。そのため認知症高齢者が、住み慣れた家庭・地域で生活を継続するためには、有効であると考えております。

次に、3番目の、認知症疾患医療センターとの連携についてのお尋ねでございますが、平成21年11月に、県立リハビリテーション西播磨病院内に、認知症疾患医療センターが開設をされました。認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付等を行う専門医療機関で、本町においては、地域包括支援センターが中心となり、連携体制の構築を図っております。

また、西播磨圏域認知症疾患医療連携協議会及び運営委員会が設置をされており、認知症疾患医療センターを中心に、主治医を含み、情報の提供、情報交換を行うなどの連携を図っております。

以上、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、丁度、時間が終わりましたので。

7番（井上洋文君） 終わりました。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君の発言は、終わりました。  
続いて、8番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔8番 笹田鈴香君 登壇〕

8番（笹田鈴香君） 失礼します。8番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、広報さようを見るんですが、その中で、人のうごきというところを見ますと、生まれる子どもの数より亡くなる人のほうが多く、また、それだけでなく、転入より転出の方が多いいのは、なぜなんだろうと思います。

時の流れで仕方がないと諦めるのか、せめて、今の人口を維持できないものなのか。そのためには、どうしたらいいのかなど、考えてまいります。

そういった意味でも、高齢になっても、安心して住める町、佐用町であるために、私は、今回、緊急通報システムの充実を求めてと、学校統廃合問題と過疎化対策をどうする。この2点についてお尋ねしたいと思います。

まず、この場からは、緊急通報システムの充実を求めて質問させていただきます。

ひとり暮らしの人が亡くなって、何日も経ってから発見されたということが、10月頃にありました。また、二人暮らしの老夫婦ですが、ケガをして玄関で倒れていたご主人を食材を届けに来たJAの人が見つけて119番するという、そういったこともありました。今後、過疎化、高齢化は、まだまだ、進むと思いますが、佐用町が安心して暮らせるまちづくりのためにも、更なる福祉の充実が必要だと思っておりますが、町長の見解をお伺いしたいと思います。

その一つ、緊急通報システムの現状は、どうなっていますか。また、問題点があったとすれば、どういうことだと思われませんか。

2、火災が起きた時の効果をどう見えていますか。

3、徳久で緊急通報システムのお蔭で助かったと喜ばれている人がありますが、この例から、何を学ばれましたか。

4、消防広域化になっても対応できますか。

5、安否確認のための家庭訪問は、行政として研究する必要があると思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。見解をお伺いしまして、この場での質問といたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、緊急通報システムの充実を求めてということについてのご質問でございますが、本町で行っております緊急通報システムは、主に一人暮らしの高齢者の方が急病・事故等により緊急に援助を必要とする場合に、緊急通報システムから緊急通報センター、これは消防署で受けます。消防署に通報し、地域のご協力で、の協力者で組織をされた支援体制により迅速に援助・対応を行います。

設置件数は現在、543台で、内243台は火災警報器接続の機種でございます。

昨年1年間の通報件数は、約2,400件で、その内、出動は27件でありました。その中で、現状のシステムにおいて、利用者が誤って操作され、センターに誤報として通報となるケースが一番多く、センターからの連絡に対し、本人が対応できない場合、近隣の協力者への連絡等が必要となりますが、即座に対応できない状況が多くあり、特に、深夜等の場合には、その対応に苦慮している状況であります。

火災警報器連動を設置している場合は、火災を未然に防止した事例もありますが、料理中の蒸気等による誤報も多く、先ほどと同様に、本人の対応がない場合は、近隣の協力者への依頼及び消防車の出動が必要となります。

次に、火災が起きた時の効果をどう見ているかのご質問でございますが、一般住宅からの奏功事例はありませんが、火災警報器連動型設置の高齢者住宅で、鍋を焦がした等の事例が多くあり、火災をいち早く未然に防ぐことができることから、火災警報器連動型を含め、緊急通報システムの効果はあると考えております。

次に、徳久での例から何を学んだかということでございますが、平成24年、今年の2月に、下徳久での建物火災のことと思われませんが、センサー通報により消防署において確認し、出動して、大火災の一手手前での消火活動となったもので、この通報システムが有効に機能したものと思われま。

次に、消防広域化になっても対応できるのかについてのご質問でございますが、平成25年4月に3市2町で広域消防署が発足をいたしますが、平成25年から平成27年の3年間は、現在の消防署の体制を、そのまま維持してまいりますので、通報システムの対応も、そのまま設置し、この消防署において対応をしてまいります。また、3年後については、各市町の取り組み、それぞれ状況が異なっておりますために、通報システムの体制についても平成28年3月までに検討し調整をしてまいります。

次に、安否確認のための家庭訪問は、行政として研究する必要があると思うがということでございますが、ご質問で、冒頭に、独り暮らしの老人の方が亡くなられていた例、二人暮らしの家庭でケガをされた、家庭を訪問された方が通報されたことなどが質問の中で申されましたが、独り暮らしの高齢者や高齢者夫婦のお宅への訪問などは、各地域の民生委員さんが、訪問など日々の活動で把握をいただいております。また、現在高年クラブでは、高齢者見守り隊活動支援事業として、高齢者の安否確認や寂しさを和らげ地域社会から孤立しないように、訪問活動などにも取り組んでいただいております。

今後においても、高齢者の方が自宅で安心して暮らし続けていただけるように、民生委員さんや地域の皆様のご協力を得ながら、行政として支援体制を整備をしていきたいと考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） では、再質問をいたします。

最初の、この現状と問題点ということで、たくさんの方が、543件ですか、と、その中でも、センサーの、火災報知器と連動した分が付いているということなんですが、結局、今、この543件という数字は出ておりますが、現実には、民生委員さんなどを通じてということなんですが、現実には、そういった物が必要だと思われる家が、まだまだ、家庭があると思うんですが、そのへんを、調査というか、そういうことをされたことがあるのか。

それと、まず、言いたいのは、その民生委員さん、一生懸命やられているんですが、結局、私どものほうでもそうなんですが、時々、この家は、どんなんですかとか、私ら、よう分からんということで、結局、範囲が広がって、3集落が一つということで、知らない。内容が分からないといったような民生委員さんもおられるので、そのあたりは、民生委員さんに全部任されているわけではないんですけども、調査方法として、この通報システムの啓蒙というか、こういうのがありますよというのは、どのように把握されて、で、実施されているのか、そのへんを、まず、お尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 必要として申請された方には、別にこの、何台までという、その限定をして、設置をしているわけではありませんので、このシステムを設置させていただいております。

それについては、それぞれ本人さんからの申請をいただくということになりますけれども、これは、本人さんだけの判断ではなくって、民生委員さんのほうでね、やはり、この方については、こういうシステムを設置が必要であるというふうに、進めていただいですね、それを設置しているという状態であります。

まあ、今、言われるように、特に、民生委員さん、一生懸命、広い範囲になりましたけれどもですね、把握をしていただいておりますけれども、それは、一人で、なかなか全てが把握できない場合もあると思います。

しかし、この件については、その民生委員さんだけではなくって、当然まあ、集落の中でのね、自治会長さんをはじめ、地域の皆さん方も、その状況というのは、ある程度、お互いに見ていて、民生委員さんにもお話をさせていただいたり、民生委員さんも、その方達との連絡を取ったりしてですね、見守りを、ちゃんとしていただいていると。その中で、この緊急通報システムを必要な方には、設置をさせていただくという形を取っておりますのでね、かなりの台数ではないかと。543台というようなね、かなりの台数ではないかなというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） それで、独り暮らしとか、後ね、町長の定めるところによるということであるんですけども、条件が合えば、これを利用できると思うんですけども、その中ですね、その中というか、結局、家族と住んでいても、昼間働いて、昼間独り暮らしというのもあるんですが、そういったところも、やっぱり、今の町長の答弁では貸してもらえとか、利用できるというと、今、思ったんですけども、やはり、そういった所なども、それこそ、民生委員さんとか、地域の自治会長会とか、そういった所で、お話をさせていただいて、こういう物がありますよというのを言っていたらきたいなど。

で、なぜ、それを言うかということ、先ほど言いました、二人なんですけども、門先で転んで、玄関のどこまで、奥さんが連れてきたとは言うんですが、ちょっと定かではないんですけど、玄関の所で、そのままになっていて、JAの人が食材持って来て、見つけて、いうと、奥さんは、ちょっと認知があるので、全然、分からないというか、知らん顔して、

台所にいたというようなことがあって、そういった場合に、やっぱり、その通報システムが、そこは、多分、持っていらっしやらなかったように聞いているんですけども、使えなかったという例もあるんですね。

そういった場合の、先ほど、認知症の話も出ておりましたが、やはり、そういった家庭の状況を把握するということも大事ですし、一度、そういった家庭を、町としても、町に任せるのか、あれですけども、やっぱり地元の人でも協力しながら、そういったシステムを、やはり町として、皆さんに言うというようなことも、進めていただきたいなと思うんですけど。

それから、もう一人の方は、ちょっと、この家は、私は、あったかどうか分からないんですが、亡くなられたのは、奥さんが施設に入られて、その人は、認知じゃないんですが、体の調子が悪くて施設に入られて、ご主人が一人でおられたと。そういうことで、お孫さんが、神戸からしょっちゅう帰ってこられるんですが、電話を掛けても出ないということで、で、近所の人に言って、行ったらもう、亡くなられていたと。そういった事例もあって、やっぱり、そういった人、二人暮らしだったので、通報システムが、あったのかな。なかったのかな、ちょっと調べておりませんので、私、分からないんですけども、やはり、二人いても、一人になった時への、そういった見守りというか、民生委員さんとか、地域の人への呼び掛ける、そういったシステムを、やっぱり町として作っていただけたら安心できるかなと思うんですけど、そのへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、このシステム、こういう通報システムがあるということは、もう、ほとんど、皆さん、地域でも、地域の役員の皆さん方でも、皆さん、ご存知なことだと思います。もう、長年これ、運営をしておりますから。

それとまあ、地域の皆さんや、特に、民生委員の皆さんにもお世話になってですね、その見守りもしていただいておりますけれども、私は、やはり、一番はやっぱり、その家族の方がね、やはり高齢者、自分のお父さんやお母さんが、一人で暮らしておられるということは、十分、一番よく分かっておられるわけですし、今は、電話もありですね、いろんな通信、今では、場合によっては、テレビ電話みたいな物も、設置しようと思えばできます。個人でも。

で、やはり、まず、家族の方が、見守るということが、まず、前提にないといかんと思います。

で、特に、そういう方、ここでね、お孫さんが、しょっちゅう見ていて、そういう、電話でも出ないから、おかしいから見てくださいと、そういうふうに通報があったということですけども、それは、やはりね、お孫さんが、やっぱり心配して、常に、そういうふうに見守りをされていたということであろうかと思えます。

そういう家族の方と同時に、地域としてできること。また、行政としても、一緒にできること、そういう形で、できるだけまあ、そういう、安心して暮らしていただけるようなね、体制を作っていかなければならないというふうに思いますが、特に、家族の方、それぞれの仕事の関係や、自分の生活のためにね、遠くに出られる方、それぞれ心配されていると思いますけれども、状況というのは、一番よく分かっておられるので、心配であれば、毎日のように、夜でも電話される。家庭によっては、そうだと思います。

そういうふうな形で、できる限り、そういう事故が起きたりね、手遅れにならないよう

にさせていただきたいというふうに思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） そりゃ、家族がね、近くにいたり、それから、よく把握できている家族であれば、いいんですけども、やはり離れていると、なかなか分からないと。近所の人のほうが、よく分かっているというようなこともあります。

それで、これからのことを思うと、ちょっと、その人のうごきのとこ見たんですけども、10月号、11月号、12月号で見ると、人口が、10月号で言うと、21人減って、また、11月では21人、12月号で16人と、年々減ってきているわけですね。誕生と、この死亡が、全く違ふと。これは、いつも言われているんですけども、それと同時に、その転入を、例えば、10月号に載っているのを見ますと、転入が28人に対して、転出が44名なんです。で、11月でも23人転入で28人の転出。で、この12月号では、35人転入で37人の転出ということなんですけど、やっぱり3月とか、そういった変わり目の、年度末だったら、移動があって、若い子が出て行くということも考えられるんですが、想像だけで分かりませんが、転入より転出が多いということは、これから、ますます高齢化が進んでくるということになるわけなんで、やっぱりこの、今、言われた、今、この緊急通報システム、大分、広がってはおりますけど、やっぱり、今も言われたように、それで助かった人やら、また、効果があるということも、本当に言われましたし、そう思います。

それで、先ほど、出ました、543件の内の、あと243がセンサーの、火災報知器と連動したものだということなんですけど、残りの人とか、今後、申請をして、加入したい。加入というか、借りたいという人ですね、そういった人は、どうなるのでしょうか。

今も言われたように、センサーが付いていたら、本当に火災のことも通報するので、すごく両方いけると思うんですけど、今後、このシステムの、火災報知器の連動の分と、今までの分は、どのように扱いになるのか、お尋ねします。

[健康福祉課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 火災連動型につきましては、以前の議会でも報告させてもらったと思いますけど、SL-10号型で、240数台、先ほども、報告ありましたが、今現在、設置しております。

で、それ以降につきましては、それ以降というか、それ以外の機種につきましては、SL-6、7、8という旧型の、接続できない機種が、まだ、入っております。

で、今後につきましては、これ、計画的にですね、更新時期が、今後、耐用年数が15年。以前の機械が、15年になっておりますので、更新は、徐々に、今後、していく予定にしております。

最終的には、SL-10型になる予定ではやっておるんですが、今回の申請の時なんかでも、特に、そのSL-10型でなくてもいいですよという、はっきり言われている方も、当然、いらっしゃいますので、そういう方は、6、7、8型。今現在でしたら、6、7、8ですか、そういった連携ではない機種を付ける場合もありますけど、基本的には、町のほうは、SL-10型を勧めて、連動という形で、今後、計画的に進めていく予定にしております。

ます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） ぜひね、いいほうを、やっぱり使うことによって、助かる人が、たくさん出て来ると思うので、更新の時には、ぜひ、していただきたいのと、普及をもっと広めていただきたいということと。

それから、消防の広域化になってということで、今、3年間は、今のままでいくということなんですが、28年度ですか、に、ほかの所と、他市町と調整するということなんですが、現在の状況としては、佐用町、いいシステムだなと思うんですが、ほかの、この広域の関係では、どのようになっているか。それは、分かりますか。

[消防長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、消防長。

消防長（敏蔭将弘君） 私のほうからお答えします。

たつの市と相生市については、同じ緊急通報システムあるんですけども、通報先が業者と言いますか、警備会社のほうへ通報がされるようになってます。で、警備会社の社員が、そこへ行って確認して、異常があれば、その後の対応。病院なり、あるいは、119なりという格好になってます。

宍粟市は、一応は、消防署のほうへ通報が行くようになっておりますけれども、協力員の体制が十分じゃないというふうには聞いています。ですから、その場合は、警備会社が行く。確認に行く場合もあるようです。

佐用町は、消防署のほうへ通報がありまして、5人の協力員を登録してもらってますので、そこで確認をしていただくと。システムの的には、佐用町の体系が一番良いんじゃないかなというふうには思っております。

このあたりを、28年までに、どういうふうな調整になっていくのかというの、これからの検討になると思うんです。

指令台が統一されましたら、新しい揖保川庁舎に指令台が一本化されてしまいます。佐用消防署には、現在の指令台はなくなります。

緊急通報センター機器というのは、指令台とは別系統ですので、佐用町に、そのまま置くことは可能なんですけれども、今度は、人の問題が出て来ます。専任で、受信をする体制が必要になってこようかと思えます。

先ほど、報告にありましたように、非常に、誤報が多いものですから、その対応も必要になってきますので、そのあたりの調整が、これから必要になってこようかなというふうに思えます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 前に出た、広域化のことで、協議会の時に、共産党としては、一応、

賛成はしたんですけども、やっぱり、こういった問題が、スムーズにいけばいいんですけど、まだまだ、問題があるということは、今の聞いただけでも、私も、それ思うんですけど、やっぱりどこかに合わせなくてはいけないということになります。

それで、今、聞いていると、やっぱり佐用町が一番、システム的に、また、いいかなと思うんですが、やっぱり、その人員、職員の問題ね、そういった問題も、こういうところからも出て来ると、やっぱり、本当に福祉、また、それから安全に住むための、やっぱり消防、広域消防と言いますけど、やっぱり地元にあって、で、地元の人が安心して住めるという意味では、一番いいので、問題が、まだまだ、たくさん、この消防の広域化ということには、あると思うんですけども、ぜひとも、今の佐用町のシステムをね、どこにも通用できるように、その職員を、佐用町に、やっぱりお金がかかっても、そういったものは、きちっと置いて、そして、いいことは、やっぱり安心して住めるという意味でも、ぜひ、それを強調してね、消防長にも言っていただきたいと思います。

それで、後は、最後に、その見回りというか、家庭訪問なんですけども、これは、いろいろ今後、課題は出て来ると思います。

例えば、健康委員のこととかも話しましたし、合併する前にも言ったことがあるんですけど、ある町内の方で、毎日の新聞を届けて欲しいと言われたことがあったんですが、それは、なぜかと言うと、もし、独り暮らしなので、新聞を、受けに溜まっていけば、中を見てくれと。そういった、ある意味で、簡単な見回りなんですけども、そういった意味で、例えば、何かをこう、独り暮らしとか、そういった、二人でも老夫婦で大変な家庭とか、そういった所に、何か配布とか、それか、いい方法を見つけて、今日は、元気だった。元気じゃなかったというような、分かるような方法も、町としてね、町としてというか、結局、なぜ、町として言うかという、今も言いましたように、グングン、グングン、ドンドン、ドンドン、高齢化になっていくと、例えば、そこの集落の隣保でも、もう見回らなくてはいけない人たち、皆が年老いて、高齢化になると、結局、誰もができない。そういった意味で、やっぱり、行政を皆、頼るというわけじゃ、自分達でやれることは、勿論、やらなあかんのんですけども、そういった意味で、やっぱり行政というのがあるんですから、安心して住める町という意味で、そういった、ただ、民生委員さんとか、自治会長さん、いろんなボランティアグループもありますけども、活動されているところありますが、それだけじゃあなくて、こういったいい点もありますよというような、これからのことを考えて、町としても、何か、そう検討をというか、研究する必要があるかと思うんですが、そのへんは、町も、そういった方ばかりを思うんじゃなくて、町として、こんなんがありますよというような研究を、これからされるかどうか。また、して欲しいと思うんですが、そのへんの見解をお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君）            はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君）            はい、町長。

町長（庵途典章君）            これは、今までも、そういう状況の中でね、研究をされてきて、こういう通報システムとかね、そういう物も設置をしてきたところですよ。

ですから、何も研究しなかったじゃなくて、こういう研究してきて、こういう状況にあるし、それから、今、言われるような、新聞であり、また、郵便局の配達でありね、そういう形としても、まあ、そういう仕事の中でね、見守っていただくとか、そういうこと

も、やっぱり地域の中で、誰も、その専任の人を置いて回るということは、なかなか、誰もできませんので、できるだけ、そういう中で、皆でこう、見守りをし、また、支援をしていくような地域を作っていこうというのが、これまでの経過で、これからも、そういうことをできるだけ充実していかなきゃいけないということだと思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） やっぱり、その出て行く人よりも、入ってくる人もあって、ああ、佐用町で住みたいなという、思われるような町にするためにも、やはり福祉の充実も大切なことだと思います。

で、まだありますけど、時間があれないので、2点目の質問に入りたいと思います。

まず、2点目は、学校統廃合問題と過疎化対策をどうするという事でお尋ねします。

共産党町議団は、学校統廃合について、町民アンケートを取りましたが、まだ、回答用紙が寄せられている途中ですが、回答の中で、できるだけ今の学校を残して欲しいとか、地域がさびれていく、そして、適正化計画について、もっと町民に説明すべきという回答が、大変多く占めています。

そこで、お尋ねしたいのですが、9月議会で、地域のことにに関して、町長の答弁としては聞けませんでした。で、今回、その点も含めて、質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず一つ目は、統合することによって、地域はますます過疎化が進むと思いますが、石井や海内、平福、長谷の現状をどう見ていますか。これは、前回の質問と同じですが、数字的に、過疎化率というか、そういったものは、もらったんですが、人数的とか、そういうののだけじゃなくって、そこの地域の現状を、どう見ておられるかということも含めてお尋ねします。

そして、2番目は、利神小学校は平成6年に統合したわけですが、また、今回、まだ、日も浅いのに、18年ぐらいしか経っておりませんが、しかし、統廃合の問題が出ております。それで、跡地などについては、協議会で協議することになっているんですが、石井小学校の運動場、今ですね、大変荒れて、地元では、その処理に困っているそうです。この現状は、どのように見ておられるのでしょうか。

そして、3番目は、江川小学校と、それから、地域の影響について、どのように思われますか。

4番目、町民への説明は充分だとは言えないと思います。今後、どのように対応されるのかをお尋ねします。

以上です。

議長（西岡 正君） 町長からでしょうか。これ、両方にかかわることですが。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、学校統廃合と過疎化対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、私が、お答えをさせていただき、補足については、また、必要であれば、教育長のほうから、答弁をしていただけたらと思います。

まず、最初に、統合することによって、地域はますます過疎化が進むと思うが、石井や平福、長谷の現状をどう見ているのか。これは、利神小学校を統合した後のことだということだと思います。その質問に対しまして、お答えをさせていただきます。戦後の高度経済成長により、私たちの生活レベルは向上していく一方、農業、林業が衰退をしてまいりました。このため、本町のような中山間地域では、農業や林業では生活を維持するだけの安定した収入が確保できなくなり、若者が都市部に流出したことが過疎化が進行した主な原因であると考えられます。

学校の統合は、規模を適正化することにより、子ども達にとって、教育環境をより充実させるという観点から進められておりますので、学校の統合と地域の過疎化を同じ土俵上で、天秤にかけて議論や協議をすることは適切ではないというふうに思います。

しかしながら、地域のにぎわいや地域文化の醸成などの観点から考えますと、学校の存在が大きく関わってきたことは事実であります。現在、佐用町は、地域づくり協議会を中心として地域での交流活動や課題解決事業に取り組んでいただいております。地域の子ども達が参加できる活動をさらに推進することで、地域と子どもたちの絆づくりや地域の活性化を推進したいと考えております。

なお、学校がある地域とない地域で、平成元年4月と平成24年4月の人口推移を比較しますと、これは町内であって、利神小学校を統合した地域ということでの比較、状況を説明をさせていただきます。比較をさせていただきますと、江川地区が29.4パーセントの人口減、石井地域が35.4パーセントの減、平福地区が31.8パーセントの減、長谷地区が23パーセントの減、佐用地区が10.2パーセントの減となっております。

また、旧石井小学校の跡地に、宿泊や交流ができる、ゆう・あい・いしいを建設しておりますが、この施設により、以前に比べて、他地域からの交流人口が増えるなど、石井地域の拠点施設として活用をされている事例もございます。

このことなどから、佐用町だけではなく、学校がない地域に限らず、佐用町全体で人口減少をしている状況でありまして、今後は、引き続き地域とともに、地域の活性化対策に取り組んで参りますが、地域機能の喪失が懸念される小規模集落の増加も予想され、通院・買い物など高齢者の交通手段、地域コミュニティの減退など、生活を営む上での課題の解決を念頭に置いた、地域づくりが、より重要ではないかというふうに考えております。

次に、利神小学校の統合後の状況についてご質問にお答えをさせていただきます。

旧石井小学校の運動場の管理は、石井地域づくり協議会においてお願いをしており、維持管理のための経費については、石井地域づくり協議会に対し、施設管理運営の補助金として交付をさせていただいております。また、11月29日に現地調査を行いました。運動場周辺部には、多少、雑草はありますが、運動場は、きちんと整地をされ、雑草もほとんどない状態で、適切な管理がなされております。議員のご指摘にあるような荒れた状態ではございませんので、ご確認をいただきたいと思っております。地域の方は、一生懸命、管理についてもしていただいております。そして、今後も引き続いてですね、維持管理については、石井地域づくり協議会にお願いをしたいと。そしてまた、地域で活用をしていただきたいというふうに考えております。

次に、江川小学校と地域の影響についてのご質問でございますが、江川小学校の統合による江川地域への影響については、前にも述べましたとおり、学校統合によって、直接的

に、江川地域の過疎化が進むとは考えておりません。地域の賑わいに関しましては、現在、地域づくり協議会を中心に、活発な活動がなされておりますので、引き続き、地域づくり協議会の活動を支援して参りたいというふうに考えております。

次に、住民への説明が充分ではないので、今後、対応についてのご質問でございますが、学校規模適正化推進計画に係る統廃合の合意形成につきましては、懇談会・委員会において、基本的課題等 10 項目に対し、教育的観点から、委員の皆様が熱心に協議・検討をいただいているところでございますが、そうした中で、必要に応じて、委員の皆さんが各団体等に持ち帰り、その団体等の意見等を吸い上げ、また、懇談会等において議論をされるなど、校区内の意思疎通は図られているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、学校の統廃合に伴います地域振興につきましては、平成 23 年 9 月の第 45 回議定例会におきまして、石黒議員から地域振興の観点からはどう考えているかとの趣旨のご質問の中で、佐用町総合計画に掲げております、まちづくりの基本理念・基本姿勢を踏まえ、住民の皆さんと行政と協働による自立したまちづくりとして、13 地域づくり協議会を中心に協議をさせていただきたいと考えていると答弁させていただいておりますように、それら協議会等と行政と一体となって、そうした課題解決に、今後とも、真摯に取り組んで参りたいというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 統合することによって、地域の過疎化が進むということで、利神小学校の後の関係で、石井とか平福、長谷の状況を見ると、今、人口推移ということで、数字的には出させていただきました。

まあ、本当に、石井も、ゆう・あい・いしいができて、それから、介護予防の施設として、ゲートボールができたりすることで、人も集まっては来ておりますが、やっぱり、今はいいんですけども、それこそ、子どもがいなくて、高齢化ばかりになると、地域づくりの方も、後 10 年すると、例えば、60 の人は 70、70 の人は 80 と、その後、次々こう、若い人がいないと、その人たちが入ってこないで、地域づくりも、それは大切なんですが、ずっと何年も先の、やっぱり、ことも考えたら、進めていかないと、本当に、町の中が偏ってしまう。例えば、大きく言いますと、旧佐用町で言うと、佐用の中心部だけは活性化するけれども、奥のほうで、段々と寂れて集落がなくなっていく。本当に現実に、今でも、石井の若州とか、それから水根とか、そういった所も、本当に、人がほとんど住んでいないというような、水根、今、おられますけど、1 軒だけですし、若州のほうも、この間、同窓会した人が、行って、神社行ったら、もう荒れてしまって、もう一人では、よう行けないと。村の形がなくなってしまうと嘆かれておりました。

そういった状態が、段々、段々、例えば、今、奥海のほうですと、子どもが、今、一人ですから、その後、本当に帰って、Uターンしたり、Iターンで来てくれればいいですけど、そういったことがなければ、このまま進むと、本当に人のいない、もう過疎が進んだ、で、集落が、段々と限界集落から消滅集落というようになるんじゃないかなと。やっぱり、そういうことも含めながら、教育と、その統合は、また別の観点からということをおっしゃったけど、やはり、それらも含めて進めていかないと、私は、駄目じゃないかなと思うんです。

で、それで、協議会の中で協議することになって、懇談会ではしないと言われていたらしいんですが、跡地の問題とか、子ども達のことと言えば、制服とか、いろいろあると思うんですけども、石井の小学校の、今、荒れたと言いましたが、見に行かれた時は、ちょうど、綺麗にされてきれいだったと思うんですが、結局、地域づくりなんです、自分達で、補助金、交付金というか援助されてますけども、できないので、シルバーに頼まれて、今、管理、管理というか、草刈などはされているようです。

やはり、お金をもらって、その時は、いいんですけども、やっぱり、それが、いつまで続くかという心配もあります。

で、そういった意味で、利神小学校なんかも、統廃合したらどうなるんだろうとか、また、江川も、施設だけもらったらどうなるんだろうとか、そういった心配の声を、よく聞くんですけども、今の町長の、その答弁というか、その小学校と地域のね、その影響についてということで、言われましたけど、地域づくりも一生懸命されてますが、さっき言ったように、段々、年取ってきて、子どもがいなくなると。いなくなるというか、いるんですけど、人数も減って来るし、統合されて、普段からいない。声が聞こえないということになった時に、やっぱり、地域づくりも、活性化しなくなると思うんですね。その中で、一つ言いたいのは、特に江川はもう、地域と学校との連携を、凄く密にされています。

で、この間もふるさと祭りがあったんですけど、その時に、たくさんの、旧の佐用とか、町内の方の、江川じゃない所からも来て、そこで出演されたり、小学校の子が、午前の部は、劇とか、踊り、ダンスとか、いろいろやまして、それを見て、小さくても、凄く頑張っているということで、評価、聞こえて来たんですけども、凄い評価されてました。

教育長もふるさと祭りに来られて、歌も歌われておりましたけど、やっぱり、そういった、本当にふるさとの歌でしたか、歌われてましたけども、やっぱり、ふるさとというのを、ちょっと言葉が、いろいろまざりましたけど、一つ聞きますと、まず、ふるさとということについて、どのように考え、大きい意味でのふるさとなのか、例えば、江川は、江川のふるさと。石井は石井とか、そういうふうに考えられるのか、この統合も含めて、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁できればお願いします。

町長（庵途典章君） ご質問がですね、なかなか、私も、適格に理解できないところがあるんですけども、ふるさと、自分が生まれて育った所、それを大切に。そこに、やっぱり住み続けるという、そういう意識があってね、若い人達が、次の世代が、そこに住んでいただかないと、そこは、確かに、言えば、消滅していくという過程を踏んでしまう。

で、以前にですね、利神小学校を、統合した時に、子どもを持っている親御さんからのですね、話の中で、私は、直接聞いたことあるんですけども、やはり集落で、その当時でも、子どもの数が少ない。子どもを学校に通わせるのが、非常に不安だと。だから、やはり、もう、その当時からクマが出たりですね、いろんな、そういう問題ありました。

それで、ある意味では、どこに住んでいても、教育が、ちゃんと受けれると。若い親にとっては、子どもを育てる親にとっては、やっぱり自分の子どもの教育というのは、一番、重大な問題です。関心事です。

で、統合をすることによって、どこに住んでいても、教育が安心して受けれる、逆に、状態になる。それは、スクールバス等を運行してですね、通学を安全にできるようにするというのも、一つの統合のメリットだったんですね。

ただ、そうは言っても、今の現状で、今、いわゆる奥海や石井のほうでも、若い人達の、

その次の世代ですね、今の住んでおられるご高齢の方の息子さんや娘さん達、その多くはですね、やはり、学校、子ども達のことを考えたりしながら、その学校に近い所、小学校、例えば、佐用校区のほうに、家を建てられているわけです。町内で、そういう移住をされているという。

だから、行政が、これどうするんだというふうに、いろいろとね、今、質問されたり、要望されてもですね、自分が生まれた所を守ろうという地域の、その若い人達、皆さんが、そういう気持ちを持っていただかないとですね、それを、自分達は、どこに住んでも、それは、当然、自由でありますし、そして、より子ども達の教育や、そういうことを考えると、もっと、もう少し便利な所や、学校が、大勢の子どもがいるところの学校に行かせたいとかですね、そういうことで、そちらのほうに、家を建てられる。そこで生活をされるということによって、地域から、本当に、その若い人達がいらない。そして、次の子どもがいらないという状況になってきていることは、これはもう、現実だということは、やっぱり、直視しなきゃいけないことじゃないかというふうに思います。

ただ、また、今、江川のことを申されますけども、江川小学校があって、学校での行事じゃなくって、これは地域の行事として、江川の地域に住んでいる子ども達も一緒にですね、地域の、そういう、その皆さんと一緒に、こういう、その文化祭をしたり、江川の行事をですね、皆でされると。これは、例えば、学校が、どこの学校に行っていたとしても、その子ども達が、江川の中で住んでいれば、その子ども達と一緒に、こういう活動することによって、その地域は、子ども達に、ふるさとというものを、しっかりと教えていく。また、そういう気持ちを、子ども達の中に持って、大きくなっていけるという活動ではないかと思うんですね。

だから、そういう意味で、この江川の活動というのは、非常に、素晴らしいし、子ども達が、やはり自分のふるさとというものに対してね、非常に誇りと、また、愛着を持って、大きくなってきて、そして、少しでも、その江川をまた、次、住んで、守ってくれるということに繋がっていくのではないかというふうに思っております。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 地域づくりの関係では、やはり学校をこう、統廃合されて、ほかの学校へ行くと、そこで、その、例えば、江川だけじゃありませんけど、石井もありますけど、江川でやっていたのは、皆で、学校でできるから一緒になってできる。一緒にといいうか、大掛かりな、皆に感動してもらえるようなことができるわけですが、佐用、例えば、佐用に行った場合ですね、江川の子だけ練習するということができなくなって、大変、これからしにくくなるだろうなという地域づくりの方の声もあるんですが、それもあって、やはり地域と教育、本当に、地域で子どもを育てるということも、ずっと教育委員会の方針でも、教育の方針でも言われておりましたが、今回の、この統廃合について、別だとは言われるんですが、やっぱり、地域と、それから教育は、かけ離してはいけないと、私は思います。

それと、説明のことで言いますと、それぞれ各自治会長さんなら集落とか、それぞれ、保護者だったら保育園の保護者の方達とか、そういった所に、本当に熱心に協議されていると言われました。本当に、それはされていると思うんですが、ですが、適正化の、この懇談会ですね、今、江川の場合ですと、ほかは、これほど、たくさん行われておりませんが、現在、11回、懇談会が開かれております。

それで、一生懸命協議しても、私の手に入っている、この中で、委員の方からも聞いたんですが、教育委員会のほうからも、8月以降の分を貰いました。

それを見るとですね、30人の委員が、全部でいらっしゃるんですが、その中で、まず、8月で言いますとね、全部で、20人なんです。10人欠席されてます。で、9月も9人欠席されて21人。10月は13人欠席されて17人です。懇談会ね。で、11月の一番新しい分ですね、11回目は15人。これはちょっと新しい分ですけども、その前に聞きましても、まず1回目が、どういうわけか、32人、委員がいるんですが、1人減り、で、事情があったと思うんですが、それから2回目、3回目にはまた1人辞められて31人になって、4回目から30人の委員になっているんですね。皆で、しなくてはいけないのに、なぜ、このように減っても、後、次の人を入れていないのかということと。

それから、なぜ、これだけ、人数、欠席者が多いのか。そのへん、なぜか。

そして、それを、どのように見ておられるのか。これが正常な懇談会といえるかどうか。そのへんの答弁をお願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 実態と、後ね、進め方については、教育委員会のほうから、また、お答えをいただきますけどもね、今のご質問を聞いてますとですね、そういう、その欠席をされることに対して、じゃあ、逆に、どうしたらいうんですか、正常でないことは確かなんです。でも、やっぱし、そのいろんな協議会、懇談会、役員出ていただく方も、確かに、自分の仕事もあり、それぞれ忙しい中でありまして。だから、それぞれの都合で、なかなか出席もできないこともあります。

ですから、そうは言っても、こういう話を進める中でね、やはり、役、立場で、委員として、協議会の役員として出ていただいた以上はね、その方達も、そういう中ですけども、その責任、全体に対して責任を果たすために、それを、出席いただいて、協議いただき、一緒に考えていただくということも、これも、これはもう、努めていただかないとですね、その部分で、町がどうするんだ。町が、どう、そういう進めていること自体が問題なんだということね、今のようなご質問で言われると、私は、こういう協議を進める上で、住民の皆さんの意見、また、地域での協議をしなきゃいけない。合意を取らなきゃいけない。そのことを、まずは、前提の中でね、じゃあ、欠席があればどうするんだと。そんなこと言ったら、何も進まないですね。

だから、もう少し、地域の方も、それは、役員で出た以上は、少しでも、それに出て行くという努力はしていただかなきゃいけないということは、前提にお話をいただきたいと思います。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

8番（笹田鈴香君） それも、一理あるんかもしれませんが、しかし、結局ですね、この適正化の、この問題ですね、これは、町民からというか、保護者とかPTAが、学校、子どもが少なくなったから、複式学級があるから、統合して欲しいという要望を受けて進められている事業なんですか。

それとも、国とか、そういった、上から言われて、こう、進めていかなくてはいけないと思われてされているのか、それによっても、違うと思うんですけど、そのへん、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） そこが一番大切だと思うんです。

これは、町のためにお願いして進めている事業ではありません。少なくとも、町は、学校統合というのは、本当に、こんなことする必要がなければ、したくないし、しないことが一番いいわけです。しなければ一番いいわけです。

しかし、今の現状を見れば、子ども達のためのこと、教育を考えた時にですね、これは、放っとけない。放っとけないというのは、町がだけじゃなくって、地域においても、その子どもを、今、育てる親にとっても、大変重要な問題だと。だから、皆で、やっぱり、現在、考えましようというのが、今の学校問題、適正化の問題の取り組みの原点にあるわけです。

どちらが頼んだとか、どちらがお願いしたとか、そういう問題ではありませんので。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田委員。

8番（笹田鈴香君） しかし、受けとめ側は、われわれがやってくれと言ったわけじゃないと。そういった声もたくさん聞かれるんですね。

で、そういった意味で、やっぱり、そしたら、皆で考えようというのであれば、その勝手に、勝手にじゃないですね、何か用事があって来られないと思うんですけども、そういった、理由、個人のことやからと言われるかもしれないんですけど、やっぱり、皆で話し合おうと思えば、そういった方の、休まれた理由とか、そして、どうしても、例えば、最初に、その人は都合があったと思うんですが、辞められて。その次の方は、病気で、多分、辞められたと思うんですが、そういった場合ね、そういつて、もう決まってしまう人のことなどは、後、何ていうか、後任者、そういったものは考えないんですか。

議長（西岡 正君） はい、時間が少ししかありませんが、教育委員会のほうから、何かありますか。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） すいません。今、言われているのは、懇談会委員、全体の、例えば、32人が30人になって、その後任はということですか。

それは、地域のほうでね、例えば、自治会長さん、PTAさん、自治会の数も違います。その中で、全部の、江川の場合は、全部の自治会長さんと、それから、地域づくり協議会と兼務されている方もおられますね。そういう協議の中で、全体のバランスを取って、30

人ということになりました。

で、今、先ほどから、人数のことを言われてますけれども、確かに、前は、何か、自治会かどっかで、事情が、団体でね、用事があったので、まとまって欠席のところがあつたんですけども、それは、毎回、毎回ね、毎月1回程度やられてます。だから、ずっと、その人が、ずっと休まれているということじゃないんです。

中でも、ずっと、月に1回やっている中で、事情が、町長、答弁されたように、事情が、つかなくなってね、来れない場合もあります。

ただ、その時は、会長さんも副会長さんも気を使って、その時に協議された内容については、例えば、次回の保留にしましょうかとね、あまり少ない間で、全部決めていくわけにはいかないので、そういう配慮もされてます。

それから、また、自治会の中から、それからPTA、それから各地域でね、相談されていることなんかも、地域で、もし、役場が、教育委員会が説明が足りないということであれば、その団体に、また、こちらから行きますよということも言ってます。だから、自分達で状況報告するんが、難しかったらね、私なり呼んでいただいたら、PTAはPTAの中でやります。そういうことも言ってますのでね、協議は、やっぱり、できるだけ参加してもらおうということ前提でお願いしてやっているんでね、こちらから強制的に、強引に進めているわけではございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

[笹田君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、もう、何秒かしかありませんが。

8番（笹田鈴香君） 確認ですけど、先ほどの、こういった状態は、正常ではないということ、町長が言われましたし、それから、できることなら、やりたくないというようなことも言われましたが、やはり、本当に地域と、それから学校教育の場、それも考えながら、これから、ゆっくりと、慌てずに、私は、説明も十分しながらやって（聴取不能）と思ひます。

議長（西岡 正君） 時間が参りました。  
お諮りします。ここで暫く休憩したいと思ひますが、ご異議ございませぬか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。  
再開を3時35分といたします。

午後03時21分 休憩

午後03時36分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。  
続いて、1番、石堂 基君の発言を許可いたします。

[1番 石堂 基君 登壇]

1 番（石堂 基君） 1 番議席、石堂です。

私は、今回、メガソーラー事業の展開と、再生可能エネルギーへの取り組みについて質問を行います。

この度、佐用町における再生可能エネルギー事業への初めての取り組みとして、官民共同によるメガソーラー事業が開始されようとしています。

地球温暖化問題やエネルギー政策の大きな転換時期から考えると、非常に重要な取り組みであり、今後の事業展開に期待されるところです。

そこで、次の項目について伺います。

1 点目、メガソーラー事業の具体的な、今後の実施計画はどのように進められるのか。

2 点目、この事業における波及的効果、財政面も含め、その分析内容と今後の課題について、どのように考えているのか。

3 点目、この事業を核として、佐用町再生可能エネルギー推進計画、全く仮称でありますけれども、の策定を考えるべきではないか。

4 点目、今後におけるバイオマスの活用について、どのように考えているのか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石堂議員からの最初のご質問でございます、メガソーラー事業の展開と、再生可能エネルギーへの取り組みについてのご質問にお答えをさせていただきます。

メガソーラー事業につきましては、去る 11 月 30 日に、大阪市に本社を置く I D E C 株式会社とメガソーラー事業の共同事業等に関する基本協定を締結をいたしたところでございます。佐用町と I D E C 株式会社は、双方が 1 億 5,000 万円ずつを出資して、共同で有限責任事業組合を設立をいたします。今後は、有限責任事業組合が中山残土処分地に約 5 メガワットのメガソーラー発電所を整備し、発電事業に取り組むこととなります。

今後のスケジュールでございますが、関西電力への発電、送電設備の連系照会と並行して、経済産業省へ発電設備認定申請を行います。関西電力と経済産業省から回答をいただいた後、平成 25 年 3 月末までに関西電力へ連系申込みを行う予定といたしております。この申し込みを行うことで、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による電力売電価格 1 キロワットあたり 42 円、これ税込みが 20 年間契約できることとなります。

また、発電所設置工事につきましては、平成 25 年 4 月から工事を開始するとともに、関西電力による送電線の工事も開始をされる予定で、平成 26 年 3 月から発電を開始する予定で、今後、進めて参りたいと思っております。

次に、この事業における波及効果、財政面も含めての分析内容と、今後の課題についてという点のご質問でございますが、今回の事業は、太陽光パネルの架台に木材を使用することといたしております。これにより佐用町森林組合を中心とした木材の調達と町内業者による木製架台設置工事など、町内の建設土木業者も参加をしていただくことによって、町内への経済波及効果を、より高めていきたいというふうに考えております。

また、運転開始後のメガソーラーのメンテナンスや施設管理につきましても、少しでも地元雇用につなげていきたいというふうにも考えております。

財政的には、その年の気候にもよりますが、土地の貸付収入や売電収入等により、町には年間 4,000 万円程度が見込めるものと期待をいたしております。

今後の課題につきましては、安定した発電事業を行うことは元より、売電収益の活用策も大切でありまして、特に、災害で荒れた山林の整備や子育て支援、また、高齢者福祉サービスなどの施策にも利益を還元をし、展開できたらというふうに考えております。

次に、この事業を核として佐用町再生可能エネルギー推進計画の策定を考えるべきではないかのご質問でございますが、再生可能エネルギーにつきましては、先に申しあげましたとおり、今回、まず、大阪市に本社があるIDECと共に、メガソーラー発電所の共同設置や、既に、実施をいたしております住宅用太陽光発電の補助制度などにより推進を行っているところでございます。

また、中山メガソーラーのミニチュア版として、上月の小学校の上の、災害時に仮設住宅を建てました、その跡地に、町の直営で約180キロワットの太陽光発電の整備を行いたいというふうに考えております。この施設は、町なかに設置することから、地域住民や小中学校児童生徒の学習の場として提供し、再生可能エネルギーの普及と推進を図りたいというふうに考えております。

また、太陽光を利用した住宅用太陽光発電システム設置事業補助金により、太陽光発電システムの普及を促進し、住民の環境意識の啓発と環境にやさしいまちづくりにも取り組んでいるところでもございます。

更に、太陽光に限らず、将来的な再生可能エネルギーを推進するためには、行政のみならず町民、また、事業者など全ての主体が連携・協働して取り組む必要がありますが、今、国としても、まだまだ、大きなエネルギー政策の状況が、今後、変わってくる可能性もあります。町といたしましては、現在のところは、まだ、将来的な実施計画を作るということではなくてですね、佐用町の環境に適した、取り組み可能な再生可能エネルギーについて、国・県の政策動向を踏まえ、当面、個々に推進をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、今後におけるバイオマスの活用についてのご質問でございますが、佐用町で最も多く存在し、活用を図りたいバイオマスは、やはり森林資源、いわゆる木質バイオマスではないかと考えております。

以前の議会でも答弁をいたしましたとおり、その森林バイオマスの利活用について検討を進めましたが、現在の技術では、町単独でできる小規模の施設では、なかなか、今の、電力の買い取り制度においてでも採算が合わないというふうに判断したところであります。過去、森林資源は、まきや炭にすることで、エネルギーとして使われてきておりましたが、現在では、社会環境の変化により、まきや炭が使われることが少なくなってきており、木材を燃料として発電を行い、電気として使うことが必要であり、このバイオマス、木材チップを使った火力発電所につきまして、赤穂市において、その計画が、民間で進められております。町の単独設置では、採算がとれない木質バイオマス発電の現状でございますが、この赤穂市での計画が実現をすれば、佐用町といたしましては、その燃料の補給基地として、木材の供給を検討しており、森林組合を中心に木材の供給事業に、今後、取り組めたらなというふうに考えております。それによって、健全な森林の育成にも寄与できるものと考えておりますし、また、新たな雇用の創出もできるのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単でございますが、この場での答弁とさせていただきます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君）

はい、石堂議員。

1 番 (石堂 基君)            それでは、再質問の前ですけれども、少し遅くなりました。昨日、皆さん、マラソン大会のスタッフであるとか、衆議院選挙の関係で、本当に早朝から深夜まで、多分、管理者の皆さん、職員の皆さん、働かれていたと思うんで、なるべく、今日、負担を掛けないように、早期に質問のほうを終わりますので、その点を考慮していただいて、答弁のほうをお願いしたいと思います。

一応、私のほうの姿勢は、そういう姿勢ですから、後は、町長次第ということで。

まず、再質問ということで、メガソーラー事業の、今後の実施予定ですけれども、大まかには、新聞報道の後であるとか、全員協議会の中で、いろいろと町長のほうから報告をいただいていたんですけれども、再度、改めて、共通認識を持つということで、ご回答いただいたのかなと思います。

まず、運営主体のほうの、いわゆる有限責任事業組合、LLPですね、これについて、実際には、会社法なんかも、ちょっと、引っ張り出してみたんですけれども、よく分からないと。で、まあ、そんなに、この会社の運営自身について、細かに聞いても仕方がないとは思いますが、やはり、町が、共同で会社を新たに作る。で、その会社運営が、長期的に、最低でも 20 年間は続くだろうと思うので、まず、そのあたりから、若干、お伺いしたいんですけれども、その、会社の運営方針自身を、この LLP という方式に決定した、その選択の理由ですね。が、まず 1 点と。

それと、その、当然、今、説明された規模の設備を建設するにあたって、これまでの説明からいけば、多分、17 億余りぐらいの設備費が、一番当初の段階でいるんじゃないかなと思うんですけれども、その長期的な、債務をずっと、その 17 億の捻出ですね、これを、例えば、国・県なんか、あるいは、新産業なんかの関係の補助金でというのは、無理だというふうに、これまで町長も言われていたと思うんですけれども、全く、町単費ということになれば、何らかの形で、その共同会社のほうが借入れを行っていく。あるいは、当面、一般財源を、ドンと投入して、共同出資していく。そのへんが、ちょっと若干、これまでの説明では聞き漏らしていたようなので、ようは、借入れを行っていくということになれば、当然、その会社のほうで、長期の償還を抱えていく。その償還を含んでも、さっき町長が言われたように、年 4,000 万程度の収入見込みというのがあるのか。

で、この会社運営によって、当然、法人税じゃないと思うんですけれども、この会社形式から言えば、税が、それぞれかかってくると思うんですね。その組合の税なんかも考慮した上での年 4,000 万という収入見込みなのか。

くどいようなんですけれども、要は、この仕事をやって、町に毎年、どれぐらいお金が入ってくるんだということ、まず、確認したいと思いますので、お願いします。

[町長 挙手]

議長 (西岡 正君)            はい、町長、答弁願います。

町長 (庵途典章君)            まず、この事業を行うにあたって、民間の会社と共同で行う。このメリットといいますか、方針については、以前にも説明をさせていただきました。

で、その、共同で行うためにはですね、やはり、一つの運営を行う組織を作らなきゃいけない。で、それには、会社、新しい、事業組合、事業会社を作らなきゃいけないということ考えたところです。

その中で、この有限責任会社、組合ですね、有限責任組合につきましては、なぜ、この方式を選んだかということなんですけれども、これは、私も、法的に非常に、商法なんかですね、十分に、知識を持っているわけじゃないんですけれども、当然、いろいろと県のほ

うにも協議をしたり、相談をし、そして、この共同で行う I D E C のほうもですね、会社として、そういう法制部門というものが有りますから、そういうところで、十分、法的な問題というものを、当然、検討をいただいて、これで、大丈夫だということで、この方式を選んだということです。

それには、この有限責任組合というのはですね、非常に設立が、手続きが、非常に簡素化されてまして、早いということですね。普通、会社であればですね、その会社を行うための役員があり、例えば、取締役会がありですね、そこで、定款によって、毎年、役員会を開いたり、決算の報告をして、そういう、会社法に基づく事務的な問題も、当然、生まれてくるわけですがけれども、そういう手間がいらぬ。

で、そして、この利益、今、言いました、それぞれ会社としての税を、どう納めるのかと。これについてもですね、元の会社、親会社ですね、まあ、言えば、I D E C は、I D E C さん。私とは、元は町になるんですけども、それに利益配分をされて、そこで連結決算をされるという形になるんで、この会社自体が、収入に基づく事業税を、その税を、法人税を払うということはないと。そういう面で、非常にまあ、後の運営がしやすい。

それと、今回、11月までにですね、早く作って、申請を早くしないと、今回の、42円での買取制度に間に合わないといひますかね、遅れてしまうという点がありました。

で、やはり、会社として、新しく作ることになれば、当然、私どもも、当然、議会の承認等があるわけですがけれども、民間会社においても、取締役会等の手続きを踏んでですね、承認を得ていかなきゃいけないと。そういう問題が、内部にはありました。それをすると、なかなか、11月には間に合わないというようなこともあって、何か、いい方法はないかと。これ、クリアできる方法はないかということでの、この会社方法を選んだということであります。

で、実際に、事業を行うことによって、当然、収益を目指して、ある意味では、この売電による収益を目指しており、相当の収益が得られるということで、こういう会社が成り立つわけですがけれども、前にもお話ししましたように、この売電収入が、40円で買い取りを固定して20年間ということになりますと、毎年、約500万キロワットぐらいの発電ができるだろうという想定をしているわけですがけれども、40円で毎年2億円の売電収入があるということですね。それに当たって、いろいろと経費もあり、借入れをして、返済もしていかなきゃいけない。施設の維持管理もしていかなきゃいけない。そういうことが、当然、ありますので、純利益というのは、当然、減ってくるわけです。

で、町としては、この会社、組合から、土地の貸付、賃貸料は、別個に、会社からいただくという形になるわけです。

それから、前にも話しましたがけれども、税ですね、この償却資産税ですね。この税も、当然、その設置、設備費に対しての税が、段々と減ってきますけれども、トータルして、平均して、やっぱり、年間400、500万ぐらいか、500万、600万ぐらいな、設備の投資額にもよりますけれども、税が見込めます。

ただまあ、その税についてはですね、また、交付税等で調整されますので、それを丸々収入として見込んで考えるわけにはいかないということになるかと思ひます。

そういう、その中で、事業を行うために、この事業費ですがけれども、1億5,000万ずつ、当面、今のところは出資をして、3億円で組合を、まず設立をするということに考えておりますけれども、その後、今後、この施設の具体的な設計を行って、実際に、いくら事業費が掛かるかというのは、これからの設計、算出になります。

今、石堂議員言われるように、17億ということはないと思うんですね。多分、もう少し、できるだけ、この投資をですね、少なくすれば、それだけ利益が増えるわけでありますから、いかに安く、そして効率のいいものを作るか。これが、町と民間会社が組合を設立し

て事業を行う目的であり、そのことを、やっぱりやらないと、意味がないというふうに思っております。

ただ、ここには、関西電力さんをお願いする送電設備ですね、これが別途要りますので、その分が、当然、事業費の中に加算されてくるんですけども、それを加えても、今、言われる、お話しになった金額よりかは、できるだけ安くできるように考えていきたい。

それでも、3億円では、とても足りませんから、今後、その事業につきましては、組合として借入れを行いたいと。前にも、お話ししましたけれども、これは補助金とか、起債を使うとかということは、町としてはできません。やはりこれは、事業、収益事業でありますので、そういう公金を、ここに投入することはできないというふうに、県のほうからも、聞いておりますので。

これは、組合として、一般の事業と同じように、資金調達をしなきゃいけない。ですから、この点については、後は、当然、借入れ、資金融資を受けるということで、銀行から借りるということで考えたいと思います。

町としては、基金がありますので、その基金を取り崩して、それを充てるということも、議会の皆さんの承認をいただければ、できないことはないんですけども、やっぱりこれは、いわゆる一つの収益の、新たな別個の事業でありますので、私としては、これは別個に、そういう一般の事業と同じようにね、民間の方がされると同じように、そういう資金を借り入れをして、それを返済をしながら事業をやって行って、きちっと利益も上げていくというやり方、その方法を選択したいなというふうに思っております。

当然、IDECさんのほうも、そういう考え方でいるわけでありまして、現在の、その融資を受ける金利、これは、いろいろと融資条件によってですね、かなり違ってくるとは思いますけれども、非常に低金利の、今、状況の中でありますのでね、その負担は、当然、しなきゃいけないんですけども、事業としては、成り立つというふうに考えております。

で、まあ、先ほど申しました、大雑把に、そういう土地の貸付収入と、売電収入、いろいろな経費を差し引いた純利益として、町が配分が受けれるのが、だいたい4,000万ぐらいは期待したいというのが、このあたりで計算をして、今のところ算出をしている金額です。できれば、それ以上を目指したいんですけども、このへんは、今後、まず、当初の設備投資でいくら掛かるかということと、実際の発電をした中で、どれだけの発電効率が、最終的に得られるかというのは、今は、机上で、いろいろなケースの中でやっているだけなので、実際は、若干のこの差異は出て来るかというふうには思っております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 会社の運営方法ですか、これについて、ちょっと確認だけしておきたいんですけども、LLP自身への、その運営方式というのが、まだ、定かじゃないので、僕、2点だけ、その会社の運営方針で確認しておきたいのが、1点は、とんでもなく失礼な話なんですけれども、その20年間の内に、不慮のことで、会社が倒産する場合ですね、その時の負債が、まず、どうなるのかというのが、まず1点。

LLPの場合は、構成員、要は相手の会社と町ということで、そこが当初に出資した以外の負債は負わないというような特権が、特権というか、特徴が、多分、あると思うんですね。普通の株式、法人格の株式とか、LLCなんかとは違って、で、それを、一つ確認したい。

要は、長期に借り入れをして10何億。ああ、ごめんなさい。その17億と言ったのは、

私がこう、一方的に、今の太陽光なんかの設置事業というのは、だいたい1キロワット当たり30万から35万。で、今回、申山のほうで計画されている4,700キロワットというのの規模から考えて、計算した単純な数字なんで、別に大きな根拠はありませんので、申し訳なかったです。

いずれにしても、少し、そこの設備費の、やっぱり、その、どれぐらい掛かるかというのは、重要なことになってくると思うんですね。

で、僕、当初に4,000万という収益を聞いていたものですから、それはいいことだということで、当然、住民の皆さんも、そういうような数字に関心がありますから、説明していたんだけど、今、町長が言われたのに、ある程度の期待数字みたいなんで言われたんで、若干、トーンダウンしたんかなと思うんですけども、やはり、その単年度収支としての見込みが、これぐらいあるから、こういう事業に取り組んで、後の収益を、こういうふうに使うんですというの、やっぱり対住民に対しての説明根拠にもなりますので、やっぱり設備の費用が、どれぐらい、必要になってくるのかというのは、早期にやっぱり、見込む必要があるんかなと思います。

ごめんなさい。質問を、また、元に戻しますけれども、1点は、要は、万が一、倒産した場合の、その負債ですね。これが、どういうふうな処理の形になるのか。当然、10何億という借入れをやった場合、それが20年間の間ですから、単年に切り替えても、相当の、償還額というのが、毎年毎年出て来るわけですから、それは、会社として、もうペイされるのか。あるいは、その構成員としての町のほうにまで掛かって来るのかというのが1点と。

それと、もう一つは、会社運営の決定機関ですね、これに対して、町が、どのように絡んでいくのか。と言うのは、通常、その法人格の株式であれば、当然、役職員の中に町も入って行って、議決権というのを持つわけですけども、実際には、運営方法とか、どういう機材にするとか、今年は、これだけお金を出そうとかという、そういうふうな機関決定が、会社では行われるんやろうけども、その会社の運営に対して、町、町長も当然、そうですけれども、議会として、どういうふうな係わりを持てるのかですね。その2点について、確認をします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 会社ですから、それは絶対に倒産をしないということは、それは言い切れないんだと思いますけれども、まあ、有限責任という形で、事業をこの事業に限った組合なんですね。ですから、その事業は、今、まだ、きちっとした収支計算書というのは、明確なものできてないということですけども、当然、これは、今の政府が法律で作りました関電での売電というものが、もう40円と固定されるということが前提にある。それが、保障されれば、当然、それによって、収益がしっかり、いくら上がってくると。それによって利益も、これぐらい見込めますという事業ですから、それ以外に、いろんな事業をやって倒産するということは、あり得ないわけです。

だから、その施設が、何らかの形で、例えば、災害、天災で使えなくなるとか、つぶれてしまうというようなことがあれば、損害受けますけれども、それに対しては保険に入るという形になりますから、そういう、当然、まず、そういうことで、倒産して会社を整理することになれば、これは有限の責任組合ですから、その残っている負債については、責任は負わなきゃいけないことは確かです。

それは、組合として作りました母体であります町としても半分の責任は負わなきゃいけない。I D E Cとしても半分の責任は、当然、負うと。これも、利益を半分ということは、責任も半分ということで、組合は設立をするわけですから。

ただ、そういうことで、事業としては、それ以上の、いろんなことに手を出して行って、負債が残っていく。こう、損失が出て来るというような事業ではないというふうに考えておりますから、町としても、ある意味では、安心して事業は取り組めるということだというふうに理解いただきたいと思います。

それから、会社としての関係ですけれども、これは、2者で、そういう組合を作ったら、当然、ここには、役員という形は、組合の役員は作ります。ですから、それに町も対等の立場で役員に入りますから、その今後の運営なり経営についての発言は、2分の1の権利の中で、しっかりと担保されるということでもあります。

ただ、当然、町としては、後、その毎年の、例えば、収支、成績なり会社の運営については、議会に報告をする、これは、やっぱり責任といいますか、義務はありますから。そこで、そこを代表して、例えば、町長が、その役員に入るとなれば、それは町長個人で入るわけじゃなくって、町として、その組合の役員をするわけですから、その町というのは、その中で、議会のそれぞれ、決定というものも、当然、なければ、町長としては判断できないということになりますから、そこで担保されるというふうに思っております。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

いずれにしても、実際には始まらないとということになると思うんですけども、僕が、一番心配するのは、結局、こういうふうな形での共同出資での会社を運営していくというのが、町にしては、非常に不慣れなことだと思うんです。

片や民間の企業ですから、向こうにすれば、子会社も含めて、いろんな運用形態を持っている中でやっている。

そうした中で、本当に対等な形での条件整備というんですか、当然、出資も含めて、損な分も含めて、利益も含めて、2分の1で対等にやっていけるのかなと。

で、更に言えば、本体の設備工事に係るところの分についても、例えば、I D E Cのほうは、その本体事業に絡むとこの、いろんな技術的なノウハウなり、そういうようなものは持っている、これまで説明をされてきていますが、やっぱり、それに、本当に全てが全て、そこを信用するというふうな、疑念を持つわけじゃないんですけども、一方的に、その企業のサイドだけの主導、いろんな設備方針みたいなんで、事が進んでいかないよう、やっぱり、そこは慎重に、町のほうで判断ができるような材料を、きめ細かく議会のほうにも報告をしていただいて、確認をしていかないと、やっぱり企業としても少しでも、1円でも10円でもの利益を上げることというのが目的でありましょうし、片や町のほうは、それに乗っかる形で、今回、ある程度、こういうふうな新たな事業展開をやっていくというふうになってますので、で、この事業展開自身に取り組むことは、僕は非常に大賛成ですし、で、後段、関連質問の中でもさせてもらいましたけども、やっぱりその効果というのは、経済的な部分だけじゃなしに、町長も、ある程度、その資源を基にして、今後の、例えば、福祉施策なんかも含めて、いろんなことに活用していきたいということで、非常に大賛成の事業なんですけれども、とりわけ不慣れな会社運営に関しては、きめ細かな報告を、特に、議会のほうに対しては、お願いをしたいなということをおきます。

で、ちょっと項目についての再質問、中身を飛ばして、バイオマスの関係だけ、再度ちょっと再質問させていただきたいんですけども、この、例えばエネルギー推進計画の策定であるとか、バイオマスの活用についてということについては、申し訳なかったんですけども、要は、前回の一般質問でもさせていただいて、若干、時間がなくて確認が取れなかった部分なんで、また、今回、新たにさせてもらっています。

推進計画なんかの策定等については、さっきの答弁である程度の理解ができるんですけども、再度、木質系のバイオマスの活用について、一番最後の後段のところで言われた、赤穂のほうで、今、整備が進められようとしている火力発電所ですね。このボイラーに対する燃料供給の一助として、町内の木材利用ですね。まあ、ここについて、どの程度まで、今、話が、県あるいは県森連なりを通じて、町のほうの森林組合、あるいは町に来ているのか。そのあたり、もし、報告できることがあれば、答弁お願いします。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） 申し訳ないんですけども、その後、その、あまり進んだ、進捗したですね、具体的な話までは、まだ、聞いておりません。まだ、なかなか話が、先に進んでいないという感じがするんですけども、これは、県森連、石堂県会議員が会長をさせていただいておりますけれども、そこにも話があってですね、この地域で、年間、10万立米ぐらいの木質チップをですね、燃料として供給できる体制が作れるかどうか。それができればですね、木材チップを使った火力発電所を設置したい。やりたいということ、この計画を聞いており、県森連からもですね、佐用の森林組合では、そういう体制が作れるかどうかという問い合わせもあります。

これにつきましては、当然、量的な問題もありますけれども、まずは、採算面です、そのチップにするか、木材そのものにしてもですね、例えば、トンいくらぐらいで、安定して購入してもらえるのか。それが、現在の山林の状況の中で、事業として、成り立っていけるかどうか。ここが、一番のポイントです。

後は、量の問題で、佐用町内で、どれぐらい供給できるかということの検討をしないといけない。

で、当然まあ、採算が取れないことは、どこもやらないんで、採算が取れるという、その単価ですね、引き取り単価で示されれば、今の木材を使う利用方法というのは、非常に限られて、ないんで、その間伐材といっても、スギやヒノキの間伐だけではなくてですね、昔、木炭や炭で使っていたクヌギやナラとか、そういう雑木ですね、これも非常に大きくなって、前にも話してましたように、こういう木も新しくこう、山を再生していかないとですね、若返らさないと、非常にまあ、これも、山林の荒廃につながっていると。そういう面からも、こういう供給が、事業としてね、できれば、設備の整備とか、それに対する人員ですね、従業員の雇用とか、そういうことも考えた中で取り組めたらなというふうに、これも、ある意味では、私も期待をしているという段階です。

だから具体的に、まだ、直接、この事業が、こういう計画ですという全体の計画像ですね、示した中で、私は、まだ、説明を受けておりませんので、十分には、お答えができない段階でございます。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） 分かりました。

ちょっと飛躍した話で、最後、申し訳ないんですけれども、ちょっと、イメージとして持っていたんは、今回の、その太陽光なんかでよる、いろんな収入が出て来ると。で、それ、どうして活用していくかということで、実際には、地域環境を再整備していく。例えば、その、林地なんかの整備なんかにとということも、最初、町長の答弁あったと思うんですけれども、そういうようなのを、うまく、例えば、山の作業道とか林道、あるいは、山の中で災害受けているとこの復旧なんかに、その財源がこう、入って行って整備される。更に言えば、そこに、燃料とか、そういうようなものに使う木質の、要は、林産材ですね、これが搬入しやすいような形で、うまく循環していけば、本当にこう、山の荒廃というのが防げて、本当に地域の環境というのの改善に一助になるし、また、新産業としても、僕は、大きく期待ができると思うんですね。だから、ぜひ、そうしたことを総合的に勘案していただいて、なるべく積極的な取り組みを、町としても進めていただきたいなというふうに思っております。

まあ、これについては、まだまだ、細かな内容が出て来ていないということなんで、今後の、また、議論の対象とさせていただきます。

次、2点目の質問のほうに移らせていただきます。2点目のほうにつきましてですけれども、地域づくり協議会の運営に関する財政支援についてということで挙げております。

合併後設立されて、各地域で運営されている地域づくり協議会の運営内容については、様々な問題や課題も生じており、今後の取り組みを考えて、財政支援の方法が見直されるようになっているようです。そこで、次の項目について伺います。

昨年までの補助金交付方法は、なぜ見直されようとしているのですか。

2点目としまして、交付金算定基準の具体的な、今回、見直されようとしているですね、交付金算定基準の具体的な内容について示してください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2点目の、地域づくり協議会運営に関する財政支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、昨年までの補助金交付方法は、なぜ見直しを行うのかとの質問でございますが、議員がご指摘の補助金は、現在、佐用町地域づくり推進事業助成金交付要綱に基づき、各地域づくり協議会の活動の事業に対し、助成をしているものでございます。平成 25 年度から地域自治包括交付金に制度を変更したいと考えております。この交付金は、自分たちの地域は自分たちで創り育てていくということを基本に、地域の創意と工夫、判断と責任によって、地域の自由裁量で用途を決定していただける交付金でございます。

地域づくり協議会が設立されて6年が経過をし、交流事業による地域の絆づくりについては、当初の目的を、かなり果たし、地域づくり活動の事業内容が、ある程度、固定化してきておりますので、今後は、地域課題の取り組みなどを通じて、地域づくり協議会の活動を、更に充実をさせていただきたいというふうに考えております。

交付金額は、地域づくり協議会の規模に応じて、一定の算定式に基づいて交付したいと考えており、協議会が自由に活動内容を決めることができます。従いまして、年度途中であっても、協議会が決定された事業であれば実施ができるなどの優位性がございます。

また、農産物等の販売利益、イベント参加費、備品の貸し出し収入等、地域づくり協議会の事業で収入があった場合、これまではその収益分について、町の補助金を減額をしておりましたが、交付金制度では、収益金を別の事業に充てたり、積み立てることが出来る仕組みにしたいと考えております。これにより、地域住民のやる気を醸成すると共に、新たな起業の支援にもつながるものと考えております。更に、規模の大きな事業であれば、当然これは、地域の合意のもと、基金を積み立てることで、集中的な事業実施も可能となります。このように、平成 25 年度から導入を考えております地域自治包括交付金は、これまで以上に、地域の特性に応じた魅力ある協働のまちづくりの推進につながる制度であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、地域課題に対応した事業については、特認事業として、別に交付したいというふうにも考えております。特認事業の採択にあたっては、協議会と町が十二分に協議を行う必要がございますが、高齢者の生活改善につながる事業、地域の子どもたちを見守り支援する活動、雇用につながる地域経営ビジネス活動など、地域の魅力を更に引き出す事業などを考えております。

なお、交付金の算定基準についての具体的な内容についてのご質問でございますが、均等割と地域づくり協議会の自治会数及び世帯数等による比例割を考えた補助金としての交付を考えております。

以上、簡単でございますが、この質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1 番（石堂 基君） そしたら、再質問させていただきます。

まず、地域自治包括交付金制度。議会のほうで、この言葉を聞くのは、私、初めてなんですけれども、これまでに、報告も、あるいは、こういうふうなことを検討し始めてるんやという報告もなかったんですけれども、ちょっとね、若干、各地域によって、混乱が生じているというのが、正直あるんじゃないかなと思うんです。

で、私も、こういうふうな形で、交付金制度にというのは、実は、今年の 3 月でしたか、一般質問の中で、やり取りの中で、町長が、そういう提案をされて、それは、いいことですねということで、容認するような形で議論を終えたと思うんですけれども、若干、このきわになって、その制度の見直しがされているにもかかわらず、まだ、細かな所が、まだ十分に決まりきってないん違うかなというふうな印象を受けています。

で、単純に、まず、お伺いしたいんですけれども、従来、24 年度までの実績見込みでいいんですけれども、財源として、県民交流広場事業に充てる分は、別にして、約、総額で、全 13 協議会の中で助成金というのは、1,200 万あったと思うんですね。1,200 万ぐらい。で、それに対して、今度、新たな、この地域自治包括交付金制度、これの財源は、総額、どれぐらいを考えていらっしゃるんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 総額をいくらにしなきゃいけないという決定はしておりませんが、もちろん、これまでの事業も継続して実施していただくことも必要でありますのでね、まあ、将来的には、その額を、財政面も含めて、どうしていくかということも検討していかなくちゃいけないんですけれども、方法として、一括交付金という形にさせていただきませうけれども、25年度につきましては、一つの基準、総額、予算としては、現在の24年度に充てている予算、その枠は、維持したいというふうに考えておりますので、それが、今、1,800万ぐらいというふうに、だいたい今、担当課のほうでは、持っておりますので。

今回、次の予算査定、まだ、行っておりませんが、担当課のほうでは、そういう予算が上がってくるだろうというふうに思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） 直接的に議会のほうで報告なり説明を受けている内容じゃないんで、もし、誤っていたら言っていただいたら結構なんですけれども、例えば、その、今、言われた1,800万というのは、これは24年度の決算見込みというか、事業見込で、県民交流広場事業も含めての事業費の総額が、多分、1,800万だと思うので、要は、結論的に言えば、24年度と25年度は、総枠は一緒ですよという、まず、話ですよ。

で、それは、それでいいんです。そこまでの財源しか、今のところないんやということであれば。

で、ただし、これまで11月の下旬、中旬ぐらいですか、自治会長会なり、それから、センター長会で説明をされている、この、今度、交付内容を、制度を変えますという話の中で、今、町長が言われたように、均等割と、それから比例配分の分で分けるというふうに言われましたよね。で、そうなれば、24年度と1,800万という総枠が一緒だったら、交付方法を変えただけで、補助金の総額一緒だったら、多くなったり少なくなったりする協議会が、まず、出て来ますよね。そのことは、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

今、町長が申しあげました数字は、今までやっておりました事業費の量でございます。

それで、プラス、地域づくりの推進員さんの報酬並びに各自治会活動のまちづくり助成金、それをプラスいたしまして、総枠をこしらえていきたいということで、今、各地域づくり協議会に、24年度プラスアルファの事業があるのかなのか、それも助成金の参考にしたいということで、今、お聞きしております金額は、非常に多くの金額が出ております。まだ、これは精査しておりませんので、全てを申し上げることはできませんが、去年までの事業プラス、自治会まちづくり活動助成金と、活動員の報酬をプラスした額でいきたいと思っております。

プラス、本年度、25年度から新たに、何か、コミュニティ事業をプラスされる場合は、それも見込んだ予算要求をしたいと。それを、各地域の、今も議員が申されましたように、町長も説明しましたように平等割、戸数割、世帯割等を考えてやっていきたいと。

で、その内容につきましては、この12月のセンター長会、19日でございます。その中で説明を申し上げます。それから、担当者につきましても、いろいろこう議論しないといけないところがあるんですね。その割合をいくりにするかとか、いろいろ問題がございますので、そういう件につきまして、1月、2月の間に、調整をさせていただくと。そして、当然、3月の議会に案として出していきますので、そこで承認を願えれば、また、はっきりしてくるんじゃないかなというふうには考えております。以上です。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂議員。

1番（石堂 基君） すいません。先にお断りをしておきます。私、60分以内に、一般質問を終えたかったですけども、今の状況であれば、必ず無理ですので、申し訳なかったです。最初に言っていたことをお詫びします。質問に戻ります。

1,800万プラス、要は、24年までの実績額プラス、財源として25年は、自治会のまちづくり活動助成金と、それから、まちづくり推進員さんの活動費、これをプラスしたもので、25年度の総額、総枠を括するというふうに、今、説明されたと思うんですけども、あの、何か、はき違えているんじゃないですか。それ、財源作るために、使うんはいいいんですけれども、例えば、この、佐用町の自治会まちづくり活動助成金制度というのは、これは、条例にあって、これを実際に、毎年これ、3万円だと思うんですよ。限度額が。この3万円を基に、それぞれの集落で、自治会活動に充当されて活動されている集落というのは、町内に、全部とは言いませんけれども、相当数あると思うんですよ。

それから、まちづくり推進員さんの報酬。これ、一人当たり、多分、1万9,000円だと思うんですよ。実際に、24年度まで、推進員さんに任命された方、これ町長が、委嘱状出されていると思うんですけども、出ているわけですよ。それを一方的に取り上げて、来年からないですよ。で、その1万9,000円と3万円の分は、25年度の包括交付金制度の中に、財源として充てますというたら、ちょっと一方的すぎるん違うかなと。事前の協議もなしに。

というのが、この活動助成金制度にしたって、まちづくり推進員にしたって、条例にあるやつを、議会に何の打診もせずに、源作るだけといたら語弊があるかも分かりませんが、協議会の活動に類似してきたからという説明だったら、ある程度、分かるんですけど、それにしても、事前の協議もなしに、何か、取り上げていって、要は、知らない推進員さんなんかだったら、去年まで1万9,000円あったのに、今年ないんかという話ですよ。それは、いいですよ。別の問題ですから。個人の問題ですから。

ただね、ちょっと、やり方が、稚拙じゃないかなと思うんですよ。

僕、以前、町長に言って、その包括的な、自由裁量で使えるというふうに、町長も答弁されましたけれども、交付金にするんだったら、難しいと思うんですよ。算定額を、どこにするかっていうのは。

で、ただ、今の進め方見ていると、時間がないんで、細かくは言えないんですけども、例えば、現段階、もう12月の中旬ですよ。通常やったら、担当者レベルでいいたら、もう予算の、ある程度の鉛筆1本何ぼぐらいまでの資料を作って、正月を迎えようとする時期に、まだ、その、何、各センター長と協議をして、その方針を決める。で、その総額も決まってない。平等割とか、それから均等割の方法も決まってないというのは、ちょっと、ことさら、何か、際になってバタバタし過ぎとんと違うかなと。もうちょっと、丁寧な議論、内部でされるとか、センター長なんかと含めて、した上で、底地を作ってからあげる

ほうが、僕は、いいんじゃないかなと思うんですよ。

具体的に言うとね、11月の自治会長会なり、それから以降のセンター長会で、当局のほうは、数字を出されているんですよ。例えばの話で。で、こういう交付金制度になったら、これは、私、聞き取りだけで、ペーパーがないから、分からないんですけども、三日月なんかだったら、240万近い交付金になりますというふうに言われているんですわ。で、三日月は、事業実績からしたら、70万、80万ぐらいですね。単年で。これまでが。ほな、それを聞いた自治会長なり、センター長は、それは、喜ぶますよね。自由に使えるお金が、100何万も増えるんやって。でも、そこで、100何万も増えるということは、その100何万、どこか、ほかの協議会から削るわけですよ。減らさないと、その財源ないんですから。今の説明で言えば。ほなら、減った協議会なんかにしたら、たまったものじゃないですよ。

片一方で、25年度の予算は、こういうふうにして出しなさいって、これ、役場が出しておるんですよ、もう。各協議会に。24年度と、ほとんど同じこと書いて。で、これに基づいて、一生懸命、来年度の予算作りよったら、方法が変わりますと言われて、あげくの果てに総額で、例えば、幕山だったら、去年まで100万ぐらいの事業やってますわ。と同額の予算見積り作って、各部会で協議して、予算立てて、センター長に出してと言ったやつ、これ、何しようか分からへんのですよね。

三日月で、それだけ増えたら、例えば、うちらなんかだったら、これ、減ってくるわけです。多分。

そうやってきた時に、混乱がするんは、協議会内部やし、もうちょっと何か、丁寧なやり方、慎重なやり方、ことさら急がんでも、取りあえず25年度、これにするんだったら、するんでええやけども、数字まで事前に出したら、後先引かへんのと違うかなと思うんですよ。

もう、三日月の人は240万で、頭括ってますからね。分からないですけども。

そういうふうなやり方っていうのは、あまりにも、ちょっとね、あんちょこすぎるいうか、そのあたり、もうちょっと丁寧にやっていかないと。時期が時期だけに、どうですか。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これまでの補助金にも、いろんな活動の中でですね、問題点があって、そのセンター長の皆さんも、こういうふうに、したほうがいだろうというようなことも、当然、担当者とセンター長や、また、その会長たる、自治会長さん。皆さんの話もあります。

だから、特に、先ほど、ちょっと出られた、活動員なんかの、これは条例にはあるということ、確かなんですけども、条例にもあり、集落の活動費、こういうのもですね、この中に包括して、その財源を取り上げて、その中に入れるというんじゃないかって、活動員さんというのは、あれ、50戸に一人だったですかね、一応。そうすると、その、なかなか、その一人だけに報酬が出てしまって、ほかの人達も、皆も係わって同じことしなきゃいけないのに、その人達には、報酬が出ないとかですね、活動自体の中で、非常にやりにくい点があると。

ただまあ、そういう条例にもあり、活動員として任命している以上、引き続いて、その集落によっては、その活動員さんに出すということも、これも継続して必要な場合もあるんで、ですから、そこは、別にそれを取り上げてじゃなくて、その分は、その分として、

包括、補助金の中に入れることによって、集落の中で、これまでどおり支給される所と、それを、その話し合いの中で、皆さんと一緒に、その全体の事業の中で使おうというやり方もできるだろうというような考え方があったんです。

そういうことで、担当者のほうとしては、そういう方法がいいんじゃないかということが出て来たという、前段としては、そういう話がありました。

[石堂君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、4分です。3分ですので、お含みの上。

1番（石堂 基君） 細かなことはね、問題出しよったら、多分、時間が相当掛かるので出しません。

ただ、今言ったの、僕、1例なんですよね。例えば、活動員の報酬を、その助成金の、包括交付金制度の中に入れるというの。

で、言われたように、活動されているところは、それを協議会のほうに財源として入れて、協議会から、各集落の活動員なり、例えば、まちづくり助成金だったら集落に出すと。ほな、トンネルを協議会するだけじゃないですか。やっている地域とか集落にしたら。

で、それをあたかも、その交付金として、今年は、25年度は増やしたというふうに言われるから、僕、おかしいと言うんですよ。

総枠、これまで1,800万なら1,800万あったやつを、少なくとも何割か上げて、それを均等割とか比例配分して、自由裁量で増やせるお金増やしましたというんだったら、包括交付金の目的も意味もあるやろうけども、元の財源一緒に、何か、ちょこちょこっと触って数字だけ変えているようにしか思えないし、実際、この細かな内容、今までのことが決まってないこと自身が、そうだと思うんですよね。小出ししたら、センター長なり、そういう所から反発買って前に進んでないという状況だと思うんですよ。

で、もう残り2分になりました。

要は、もっと丁寧にやってください。おかしいでしょう。実務的に。

25年度の地域づくり協議会の予算編成方針スケジュールが、もう既に、各協議会に、去年と、ほぼ同じ形で来ているのに、今、答弁やったら、まだ、見直し途中ですつという、その実務自身がおかしいでしょう。町長。そこで、決まったやつで、こういう物を出してきて、初めて、僕らが一生懸命、地元の役員として協議するわけです。

その方針如何によったら、この協議内容なんかだったら、全く、また白紙や。いらんもんと一緒でしょう。

で、更に言えばですよ、この中にも書いてありますけども、いろんな、まちづくり計画、もっと積極的に、要は実施してくださいと。地域まちづくり計画に基づいて。

で、これ、幕山のまちづくり計画、少しコピーして焼いてきました。前も言いましたけれども、140幾つあります。これを1年間に一つでもいい。二つでもいい。増やしていこうとして、今まで、各協議会というのは、頑張っているわけですよ。で、それを増やそうとすれば、去年までの財源で足りないのは、分かっているじゃないですか。

だから、そういう意味も込めて、包括的な交付金制度にしてもらうことはいいことですよ。ねと言っているんですから、せめて、そういうような財源だけでも増額した形で、制度を変えていかないと、何も一歩も前に進まないと思いますし、もう少し、協議会なり地元との話を大切にしていきたいと思います。

[町長 挙手]

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵途典章君） 分かりました。

後、答弁させていただく、時間少ないんですけども。

趣旨は、よく分かりますし、問題点もあろうかと思えます。

ただ、財源ともね、今のところ、これまでの財源、そのものをイコールではなくてですね、当然、必要であれば、どこまで財源的に確保できるか、これは、できるだけ努力はさせていただきます。

ただ、これまで、議会からも、いろいろと指摘をされたように、事業をやる所は多くて、事業が少ない所は逆に少ないと。

ほな、大きな、例えば、今さっきも言われた、三日月町でも非常に少ないと。旧三日月地域でもね。そういう、その、それも一つの不公平だという問題もありました。

ですから、少なくとも、そのへんも、これ、小さな自治会で一生懸命やっていたていることは、確かなんですけども、予算的に、やはり、ある程度、バランスを取っていくということもね、いっぺんにはできませんけれども、そういうことも将来的には、考えていかなきゃいけないだろうということも踏まえて、こういう交付金制度を考えている点もございます。

だから、当然、説明を、もう時期的にもですね、来年度予算を、しっかりと出して、地域でも計画をいただいている時期なんで、その辺、非常に混乱していることについては、問題点はあろうかと思えますし、申し訳ないんで、担当課のほうで、できる限り早く、はっきりとした方針を出して、皆さんに理解をいただきながら、進めていただけるように考えていきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君の発言は終わりました。

お諮りします。後4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程は終了いたします。次の本会議は、明18日、午前10時より再開します。

本日は、これにて散会いたします。どうも、ご苦労様でした。

---

午後04時36分 散会